

第7日目（6月16日）

○議 長（関 常幸君） おはようございます。傍聴の方、お忙しい中、大変ありがとうございます。延会前に引き続き本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は26名であります。これから、本日の会議を開きます。

なお、塩谷寿雄君から午後1時から3時まで欠席、病院事業管理者から欠席、会計管理者から午後欠席の届けが出ておりますので報告いたします。

（午前9時30分）

○議 長 本日の日程は一般質問といたします。

質問回数は、一括質問・一括答弁方式は3回まで、一問一答方式は制限なしとし、質問制限時間はいずれの方式も1人30分以内といたしますが、1人当たりの質問総時間のめどを60分以内とするよう、努めていただくようお願いいたします。

初回の質問時に限り登壇して行っていただけます。後壇後は質問席に着席をお願いいたします。質問内容を制限するものではありませんが、極力、皆さん方から簡潔明瞭に質問していただきたく、ご協力のほどをお願いいたします。あわせて、市長等からの答弁につきましても、簡潔明瞭に答弁いただきますようお願いいたします。

なお、一問一答方式の登壇での質問、及び答弁は、最初の質問項目についてのみまとめて行っていただけます。また、会議規則第62条第4項に基づき、市長が質問者に質問の趣旨を確認する質問をする場合は、当該発言の前に「質問します」と挙手をし、議長に発言を求め、許可を受けてから行ってください。市長の質問回数に制限はありませんが、議員の市長質問に答弁は、議員の質問時間に含めないことといたします。よろしくをお願いいたします。

○議 長 それでは、順番に発言を許します。質問順位1番、議席番号11番・鈴木 一君。

○鈴木 一君 おはようございます。余りにもいい番号を引いていただきまして、大変緊張しています。それでは通告に従いまして一般質問をいたします。

1 今後、人口減少抑止の一つの方策として、市職員は家族内1人とできないか

1番目、今後の人口減少抑止の一つの方策として、市職員は家族内1人とできないか伺います。私は共産主義や社会主義を信奉するものではありません。また、この質問の中で、市長や職員を責めるつもりもありません。自分自身、資本主義の中で経済活動をしている者です。日本国憲法のもと、職業選択、結婚の自由は保障されています。何の違法もありません。そういうことを大前提として質問いたします。

南魚沼市のみ人口減少がとまればいいというものではありませんが、議員とすれば地域に目を向けざるを得ません。市の人口減少はとまりません。子どものために親は無理をして仕送りをしながら、県外の大学に通わせる。卒業して、さて就職ということになると地元就職がない、そんなことなら子どものために大学など無理して出すこともなかったのかと考えてしまいます。就職浪人をしてでも、東京の一流企業へ就職という人を何人も見てきました。

メディカルタウン構想というものを全く否定していません。しかし、このことによりUターンや地元に残る人が想定以上に増えるだろうか、疑問に思います。もっとよい方法はないのだろうか。

私の地区は96戸ほどの集落です。それでも消防団員が足りないということで、1軒1軒調べてみました。確かに全ての家庭に子どもはいますが、地元にはいないところが相当数ありました。子どもが就職の年代という親は大体50代、60代。子どもが定年で帰ってくるころは、親は80代、90代です。果たしてそれまで生きていられるだろうか。そうなれば結局、家が絶えることとなります。2番目の質問とリンクいたしますが、将来、現在の96軒が60軒ほどになるのではないかと予想しています。地区の役員もほとんど同じメンバーで、毎年1つずつ年をとっていきます。若い人たちが将来地区をリードしていけないのではないかと不安になることがあります。

親は地元に戻ってもらうため、農協や公務員になることを望みます。また、子どもも地元に残るなら、給料もいい、そういうところを望んでいると思います。今の子どもたちは、なかなか起業家になろうとは思っていません。生活の安定を考えるならば、役所が親子相思相愛の職場であることは間違いありません。現在の状況で生計が成り立っているわけですから、「夫婦で市役所に勤めている人のどちらか、退職してください」と言うつもりではありません。今後の話であります。市の職員、結婚後はどちらかに退職をいただいて、Uターン者就職の門戸を広げることはできないだろうか。ずっと考えてきました。そのことで市の人口減少に少しでも歯止めがかからないだろうか。この給与体系からいえば、決して生活できないはずはないと考えますが、いかがでしょうか。

しかし、市職員の中には不足している職種も多々あります。そういうことをどうするか考えなければならない問題もあります。優秀な人材が地元に戻れず、他県に就職してしまう。それは市にとって大変不幸なことであります。結婚したらやめなければならないから、結婚はやめようという、愛とはそういうものではないと思っています。市長の答弁は大体想像できますが、よい答弁をいただきたいと思っています。以上、壇上からの質問を終わります。

○議 長 鈴木 一君の質問に対する、市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 おはようございます。傍聴の皆様方も大変ご苦労さまです。ありがとうございます。本日から18名の議員の方から一般質問をいただいているわけですが、真摯にお答えをさせていただこうと思っております。大体わかっているというような答弁でも、きちんと答弁させていただきますので、よろしく願い申し上げます。

鈴木議員の質問にお答え申し上げます。

1 今後、人口減少抑止の一つの方策として、市職員は家族内1人とできないか

市の職員の問題でありますけれども、これはまさしく一般論といたしまして憲法第22条に明記されております職業選択の自由、すなわち就職の機会均等。これはそれぞれの皆さんにそれぞれ自由の権利があるわけでありまして、適正、能力に応じて職業を選べるということでもあります。そのためには当然ですけれども、雇用する側がそういう差別をしないというこ

とが大前提であるわけであります。我々はそういうことをきちんと基本に置きながら、職員募集、採用、均等な機会を与えた上で選考しているというのが、とりあえずの一般論であります。

職員募集につきましては、定数管理適正化計画に基づきまして、退職者数の状況から新採用を決めておりますけれども、ここ数年はご承知のように団塊の世代の大量退職、こういうことで比較的多くの職員を募集する傾向が続いております。そして、2年前から民間企業等経験者枠の募集も実施をいたしまして、地元を離れて社会経験を積んだ方がUターンしてきて、民間企業で培った経験を市政に生かしていただくということも狙いながら、幅広い年齢層から多様な人材を募集、獲得しているということでもあります。

今、市の職員の削減につきましては、定数管理適正化計画を着実に推進するというので、合併時に1,072人おりました職員を123人削減して、平成26年4月1日現在で949人というふうに減少をしております。これは特別職も含んでおりますけれども、合併時から大体11.5%削減であります。この後、病院事業を除きますが、平成28年度までに15人程度の削減を計画しております。事務、そして組織・機構の見直し、あるいは民間委託の推進これらに着実に取り組んでいきたいと思っております。職員が家族内1人ということを前面に打ち出すことは全くでき得ない状況であります。それは議員がおっしゃったとおりであります。

そこで、今現在ですけれども、夫婦でおります職員が62組124人です。親子が7組14人、兄弟、姉妹が30人15組と現在となっております。これはご承知のように、職員に採用されてから結婚した方——夫婦は全部であります。以前はちょっとわかりませんが、合併以降、私が市長になって以降、親子で採用ということはございませんし、それから夫婦での採用もありませんし、兄弟、姉妹の採用もございません。ただ、ご承知のように広域事務組合、あるいは広域水道、そして消防も広域事務組合であったわけです。それから旧3町がありまして、それぞれ例えば、親子で、あるいは夫婦で、兄弟で違うところにお勤めいただいた方が、合併して一つの市の職員になったとこれはあるわけですが、それらが今のこの数字であります。

立場として、それをきちんと打ち出してやるということは、もう法律上でき得ませんので、それはできないわけでありまして、できれば自分の子どもが、自分が在職中に市役所の職員を例えば受けると、これはとめることはできないわけですが、親としてそれがわかるか否か。それはちょっとわかりませんが、兄弟でも同じでありますけれども、そういうことが余り例としてはないのです。少しはありますけど、余り例としてはありませんので、議員がおっしゃることは大体実施をされているという方向で捉えていただければいいのかなと思っております。

やはり、職業が不足しているために地元に戻ってこられないと、これは本当に多くあるわけですので、議員は否定的でありますけれども、やはり職場を増やす、それも多様な職場を増やすということでもあります。ただの流れ作業による工具だけということではなくて、自分の持っている知識や経験や、技量をきちんと生かせるそういう職場も含めて、メディカ

ルタウンを中心にして今後、職場を増やしていくということです。やはり本来でありますと、大学が欲しいわけであります。これが実現しますと、全員がそうということではありませんけれども、地元から大学に通えて、そして4年間の中でまたきちんとした就職先も見つけられるという利点は生まれるわけです。何よりも大学ができますと、そこに若い皆さんが集うわけでありますから、市の活気も相当違ってくるわけであります。今は、これもご承知かと思えますけれども、国際大学、明治大学等にそういうことも申し入れをしながら検討をいただいているという状況であります。答えになるようで、ならないような部分でありますけれども、以上でまずは1回目の答弁とさせていただきます。

○議 長 11番・鈴木 一君。

○鈴木 一君 1 今後、人口減少抑止の一つの方策として、市職員は家族内1人とできないか

想像通りでありました。しかし、どう考えても現在市内に、では帰ってきて満足するような職場があるかということ、多分帰ってこないことはないということ。10年後、20年後を考えても、本当は早急に取り組むことが必要かなと思うのですが、法律の枠があつてなかなか英断できないというところもあると思います。

産業振興ビジョンを見ても、Iターン、Uターンの促進というようなことが書いてありますけれども、特に今やらなければならないことはUターンだと思います。先ほど申し上げましたように、本当になくなる村が出てくるというような話もありますが、手っ取り早い話が役所に勤めるのが一番いいのかなと私も考えています。だから、夫婦で採用はしない、親子では採用しない、それはいいのですけれども、今後将来的に例えば結婚して、じゃあどちらか一方にやめていただいて、門戸を広げようではないかというふうな方向性というのとはとれないものでしょうか、絶対とれないものでしょうか、伺います。

○議 長 市長。

○市 長 1 今後、人口減少抑止の一つの方策として、市職員は家族内1人とできないか

それは申し上げますと、とれません。これは強制的に退職していただくということは、できませんので、これはとれないということをお答えするよりほかにございません。

○議 長 11番・鈴木 一君。

○鈴木 一君 1 今後、人口減少抑止の一つの方策として、市職員は家族内1人とできないか

わかりました。この間、かなり前でしょうか、小さな漁村、島でありましたけれども、二代にわたって村長をしていた——どこの島だかちょっと忘れてしまいました——その初代の村長は銅像が建っていますけれども、これは村民が建ててくれた銅像だそうであります。困っている家から職員を採用している、そんな村もこの間、見させてもらいました。今後、これは法律の壁があつてなかなか難しい話ですけれども、もう少し私も勉強してちょっと検討していきたい。市長も少し勉強していただければと思っています。

本当に若い人たちが戻ろうにも戻れないという、こういう環境は非常に切ない状況であります。私も子どもがいますけれども、ほとんど多分東京のほうに行ってしまうのだろーと思っています。親も悪いのだろーと思っていますけれども、30年後、多分相当の戸数は減ってってしまうのだろーという気がしてなりません。何らかの企業誘致、あるいはメディカルタウン構想の中で、きちんとしたものが望まれば、早急に取り組んでもらいたい問題だと思っています。現在結婚をして勤めている方を、とやかくいうつもりは全くありません。将来的な話として聞いておいてください。以上で1番目の質問を終わります。

2 市の観光行政（スキー観光）について

次に2番目、市の観光行政について伺います。産業建設委員会の調査事項を見ましたら、非常にいい質疑がありました。通告後に気がついてしまい、おごとしたと思っています。質問した同僚議員も私と同じ商売をしておられるので、相通ずるものがあると感じました。また、当然の質問だとも感じました。

2013シーズンは長期低落傾向にストップがかかったかなと錯覚してしまう5%の伸びだということですが、バブル期とは比べようがありません。バブル期に戻るほどの入れ込みも望んでいるわけではありません。冬期シーズンだけで何とか生計が立てば、一番言うことはありません。旅館で考えれば、冬期シーズンに1,500人ほどの入れ込みがあれば、経済的に成り立ちますし、子どもに後継させたいとも考えます。しかし、現実には半分にも満たない。企業努力をしても頭打ちで減るか横倍か。いい方は悪いですが、グリーンシーズンはできれば受け入れたくないというのが本音であります。しかし、背に腹は代えられません。

私の地区の上越国際で考えても、旅館の数は半分に減っています。全体の入れ込みは増えているようですが、個人の旅館等は相当数減っております。2013シーズンは顕著でありました。行政は木を見て森を見ずではなく、森を見て木を見ずではないか。確かに上越国際だけを考えれば、44万人の入れ込みは伸びたと考えるのは当然ですが、どう情報を得て、どう総括をして、どう展開しようというのか、施策が見てきません。

入れ込みの増は、スキー場経営が順調であるということのあかしではあります。親亀がこけないよう、地元経営者にいろいろな協力をしています。しかし、後継者がなく、地元の営業者が廃業することは、親亀にとっても切実なことだと考えております。このままですと将来近いうちに旅館で残るのは、多分数軒ということになると思います。旅館の数が減っても、そのお客さんがほかの旅館に行くことはほとんどありません。それはますます入れ込みの減になってしまいます。

宿泊者の数が把握できていないというような市の話がありますけれども、行政の怠慢である。塩沢だけがつかめない、他地区はつかめている、これは嘘だろう。ならば、雪まつりの入れ込み数をどう数えているのか、疑問です。発表ほどの数でしょうか。伝統ある雪まつりを、このような数の発表でいいのだろーかという気がします。数がかめないならだめだと、とんでもない話で行政の怠慢であることは間違いない。市民から感謝されるような行政マンになるべきではないのか。もう一度、本来何をなすべきかを考えるべきではないだろーか。

どのスキー場も危険な廃屋も出てきています。これも行政にとって、頭の痛いところであり、間違いなくスキー旅館の数は減っていきます。ますます若い人たちは帰ってこない。こういう状況をどう考えているのか。行政は優秀な人材の宝庫ですが、何かのビジョンがあるのか、本来の冬期間の入れ込み増を期待するものであります。スキー産業だけではありません。行政マンとして、市内の自営業者全員が、ベンツやレクサスに乗れるような市にしたいというようなビジョンを持っていただきたいと思っています。

それでは4点ほど伺います。2013シーズンの入れ込み状況はどうだったのか伺います。

(「複合型一般質問だから、2, 3, 4全部やって、それに対して」と叫ぶ者あり)

失礼しました。②その結果を考慮し、2013シーズンをどう総括するのか、③それに伴い今後のビジョンはどうか、④それを担う職員の立ち位置はどうか、4点伺います。

○議長 市長。

○市長 2 市の観光行政（スキー観光）について

お答えを申し上げます。質問をされる方も私もそうではありますが、また複合型なんていう面倒なことが入りましたので、ちょっと戸惑うこともあるかもしれませんが、ご容赦をいただきたいと思います。

ご質問の2013シーズンの入れ込み、これは今、議員がおっしゃっていただきましたように、県内全体としては3%減で491万人であります。この地域の入れ込み客数は、所信表明でも申し上げておりますように5.2%増の125万人であります。これは議員がおっしゃった。そして、その結果を考慮して2013シーズンをどう総括するのかということでもあります。

「にいがたスキー100年委員会」におきまして現状を分析しようとして実施しました県内のスキー場来訪者調査、これは2014年の2月実施のインターネット調査であります。それによりますと、まず県内の方、いわゆる県内客ですね、これは親子ファミリーが47.5%、日帰りが86%であります。スキー場を選ぶ際に重視すること、これは交通の便がいいことが50%、混雑していない37.5%、重視する周辺情報は温泉があるこれが47.5%ということでもあります。スキー場に関する情報源は、友人、家族のクチコミが43%、スキー場のホームページ18.5%、これは県内客であります。

首都圏、県外の方は、まず訪れていただくのは3人以上の友人のグループというのが30%、あるいはカップル・夫婦、これも30%。それで1泊が40.7%、そして日帰りが27%、こういうふうであります。スキー場を選ぶ際に重視することは、まずはゲレンデの広さ、コースの多さが43%、雪質の良さが40%、重視する周辺情報は温泉が61%と、おいしい地元ならではの料理が35%というふうに分析をされたところであります。それから、情報源ですね、これは友人、家族のクチコミが38%、パンフレットやリーフレット19.3%。県内外のお客さんともに、その情報源はやはり友人・家族のクチコミが圧倒的に多いわけであります。

日帰り客が、まずは県内は圧倒的に多い。県外はそれでも半分以上は泊まっていたいでいるわけでもありますけれども、ここをどう——1泊だから40%でありますので、2泊、3泊等を含めれば、これは確か50%を超えるわけですが、大体半分は日帰り。ただ、日

帰りということだけで捉えると27%ということですから、7割は泊まっていたというのであります。

今、議員がおっしゃったスキー場ではなくて、旅館、あるいは民宿、ペンション、これらはこの宿泊客がいなければとても成り立っていくものではありませんので、こういう部分をきちんと、調査として出ましたのでどう生かしていくかということでもあります。特にそのスキー場に関する情報源は、パンフレット・リーフレット、あるいはインターネットというのがありますけれども、先ほども触れましたように、友人・家族のクチコミというのが非常に多いわけですので、まずは訪れていただいた方から好印象を持っていただくということが、一番大事だと思っております。そういう中で、これが大体実態であります。それに伴って今後のビジョンはどうなるのか、ここに入ります。外国人も若干増えております。

全盛期の3分の1というふうにスキー客は言われておまして、スキー観光ですね。それから、雪、自然条件で非常に左右されるこのことも大変なことだと思っております。今、各スキー場で、若者、あるいはファミリー層をターゲットに取り組んでいただいている事業の効果は、徐々に始まってきているというふうに考えております。そして、これはやはり未来への投資として、子どもたちへの共通シーズン券も効果があらわれてくるだろうと思っております。この後はスキー場の事業者、それから宿泊施設や周辺観光団体これらがきちんと連携をして、魅力ある観光施設を有機的に結びつけていかなければならないと思っております。

今は、いわゆる冬のシーズンでありますけれども、これはスキーとボードが圧倒的に、ほとんどとっていいことではあります。新たな雪の楽しさを体験いたしますスノーシューハイキング等——これは雪国体験プログラムとでも申しましょうか——それと、前々からお話しておりますように、大原運動公園が全部完成しますので冬期間の1つの利用方法として、スノーモービルも指定管理者等も含めて今、具体的に話を進めているところであります。こういう新たな部分を模索していかなければならないと思っております。

職員の立ち位置という部分でありますけれども、これはスキー関係の事業所、あるいは周辺宿泊施設の皆さんが営業をきちんと継続してもらうことが第一前提でありますけれども、それらの中で、やはり市が、行政がきちんとできる支援をしていくということが、観光に携わる職員の役割と思っております。

ターゲットといたしますと、やはり若者、ファミリー層への情報発信の効果、これは少しは出てきているのだろうと。それから、外国人観光客も若干は伸びてきているということですので、こういう受け入れ体制もきちんとしていかなければならないということです。

先ほど議員がおっしゃったように、観光客の入れ込み調査、あるいは宿泊の調査を行っているのです。行っておりますが、ご協力をいただけない施設があるわけです。これは無理やり出せというわけにもいきませんし、観光協会も同じようなことをおっしゃっています。なかなか実態としての数値が出てこない、こういうことがありますので、これらをどう進めるかということだと思っております。

観光そのものは非常に大きな産業でありますし、私たちの市にとって欠くことのできない

一大産業でありますので、個別の施設ということに捉えずに全体としてどうすると、その中から今度はまた雪国観光圏という問題も出てくるわけでありましてけれども、やはりグリーンシーズンも含めて、地域全体としての観光をどう売り込んでいけるか。このことがこれからの一番大きな課題であり、職員の一番追求しなければならないところだろうと思っております。以上であります。

○議 長 11番・鈴木 一君。一問一答になりますのでお願いします。（「①からやればいいのですね」と叫ぶ者あり）はい。

○鈴木 一君 2市の観光行政（スキー観光）について

全体の入込み等はわかりますし、わかりました。ただ、私が言ったように個々のそういうものを、どう情報を得ていくのか。次に関連しますけれども、全体の数はわかる、日帰りはわかる、宿泊もわかる。では、個々の問題はどうか捉えているのか。そういう問題を把握していかなければ、何も展開していかないのではないかという気がします。私が言うように、今シーズン、2013シーズン、非常に学生が来ませんでした。これは何が原因か我々もちょっとつかめません。だから、相対的には5%伸びました。では、個々はどうか。そういう問題の把握を果たしてどうしているのか、ちょっとお伺いします。

○議 長 市長。

○市 長 2市の観光行政（スキー観光）について

我々ができ得ること、つかめることは、まずは全体のスキー場関係の皆さん、この皆さん方からきちんと情報提供をしていただけないと、我々はだっぴつとスキー場につきっきりでいて調べるなんていうわけにはいきませんから。県全体としてはこういうアンケートが出ています。まだ市内全体の、市だけのアンケートというのはとっておりませんが、大筋の流れとしてはこれがわかるわけでありまして。

さっきも、これはまた後の問題になってくるのでしようけれども、どう情報をとるかというのが一番難しいところでありまして、ご承知のようにスキー場そのものは、来場者というのは全部きちんと出しているというところであります。その中で勝ち組もあれば負け組もあるわけですが。さあ今度は宿泊がどうかであったとか、これはお聞きをしても答えていただけないということになりますと、それを無理やり引っ張り出すわけにはいきません。さらば、では税務情報でどうだと、だけれどもこれはそういうところに使用するということは全く禁じられております。

結局、行政もさることながら、行政も当然そうですけれども、皆さん方からご協力をいただかなければ、そしてまことの真の数字を出していただかないと、学生がどうかであった、子どもがどうかであったと——ファミリー層や子ども層が伸びているということだけはわかりませんが、ではこの地域内でどうだったと。スキー場にきたのはわかるのです。それがでは宿泊にどう結びついたかとか、そういう部分がなかなかつかめておりませんので、我々も努力はいたしますが、業界の皆さん方からもご協力をいただかないと、この根本的な部分が解決できないということをご理解いただきたいと思います。もちろん努力はいたします。

○議 長 11 番・鈴木 一君。

○鈴木 一君 2 市の観光行政（スキー観光）について

この質問の設定が自分でわからなくなりまして、何か最後にいったほうが早いのかという気がしますので4番にいきます。市長が言われるように、数字をきちんと出さないところもあります。しかし、職員がきちんと単協に伺って、担当が変わりましたなんていうときだけ顔を出すというのはちょっとおかしいのではないかという気がしています。担当が変わりましたから、今度は私になりましたからと単協に行くような、そういう職員ではだめだろうと。きちんと常に連絡を密にとり合って、数字を把握するのも協会長と密に連絡をとれば出る数字だと思っています。きちんと出る数字であります。ただ単にアンケートみたいなものを出して、人数を報告してくださいというのではなく、もっと密接に単協あたりとくっついていかなければだめだと思いますよ。温泉旅館も確かにそうです。そういうものをきちんとやっていってもらわないと状況把握もできない。それでその次の策が打てないというようなことになりはしないか、どうでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 市の観光行政（スキー観光）について

議員のおっしゃることもわかりますが、本来、報告をしてもらわなければ、我々がこの職員で単協を全部回って全部個々の聞き取りをしるなんて、それは無理なことですよ……（何か叫ぶ者あり）まあ、それは結構です。ですから、我々が努力もしますけれども、それでは単協の皆さん方も所属する観光協会なり何なりに、きちんとした数字を、本当にきちんとした数字をですよあげていただければ、お互いがその手間は省けるわけですから。ですので、職員は職員として私もわかりましたが、皆さん方もきちんとした協力をしていただくと。お互いが協力をしていくという前提だけはひとつ議員からもご理解いただいて、その上でまだ職員の努力が足りないとかこれであれば、またきちんとした対応をとらせていただきたいと思っております。

○議 長 11 番・鈴木一君。

○鈴木 一君 2 市の観光行政（スキー観光）について

ちょっと誤解があるようですけども、個々に調べろという話ではなく、単協は市内にそれほどいっぱいあるわけではない。単協の協会長なり、そういう人たちときちんと密に連絡をとり合ってやるのが一番いいことではないかと私は思っています。数字はきちんと出します。（「出していただけますか」と叫ぶ者あり）私は常に人数をここで言っていますから隠す必要も何もありませんし、それは確認の仕方です。そういうことをよく考えていただきたいと思います。

客単価1人1万5,000円とすれば、1万人増えれば数字はわかると思いますけれども、そうやって、かなり行政と民間がタイアップしてやっていかなければできないことも山ほどあると思うのです。我々も本当に努力はしています。宣伝にも行っています。食事の内容でも、エンゲル係数の高い食事も提供しています。薄利多売でやっていますけれども、なかなか増

えません。この現状をどう把握して、どうビジョンに生かしていくかを、よろしく願いし
て質問を終わります。

○議 長 議席番号 15 番・中沢一博君から、議場での資料配付願がありましたので、
これを許可し、お手元に配付しましたので報告いたします。

質問順位 2 番、議席番号 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 おはようございます。最初は大変私ごとで恐縮でございますけれども、妻
の葬儀に際しましては、議員の皆様をはじめ執行部の皆様に多大なるお世話になりました。
まことにありがとうございました。心より御礼申し上げます。ありがとうございました。議
員として初心に戻り、また決意新たに市政発展のために、市民の幸せのために全力で精進し
てまいりますので、今後ともご指導のほど、よろしく願い申し上げます。

それでは気持ちを新たに、通告に基づきまして一般質問させていただきます。

1 人口減少問題と子育て支援策について

最初に人口減少問題と子育て支援策についてお伺いいたします。民間の有識者らでつくる
日本創成会議の人口減少問題検討分科会は、この 5 月 8 日に独自に推計した 2040 年時点の全
国の市町村別人口を発表いたしました。全体の約 5 割を占める 896 の地方自治体で、2010 年
から 2040 年までの間に、若年女性——20 歳から 39 歳が半分以下に減ると試算されました。
将来、自治体が消滅する可能性があるという大変ショッキングな指摘がされました。自治体
がなくなるということは、行政サービスが受けられなくなることであり、また、住民にとっ
ては極めて深刻な問題であります。将来も国民が安心して行政サービスを受けられる仕組み
を構築することが、政治の重要なテーマであります。

推計では若年女性の減少と、そして東京への一極集中がとまらないということが、人口減
少を加速させている要因としてあげられております。この 2 つの問題にどう対応するかが、
非常に重要な政治課題だと提言しているわけであります。私は今までも子育て支援策を多く
提言してきましたが、そこまで進んでいるとは想像だにしませんでした。

私は自治体を預かるものとして、井口一郎市長をみずから子育て推進本部長として、また
人口減少対策本部長として、まず立ち上がることを提言したいと思っております。英知を集
め、雇用創出や産業育成に力を入れるとともに、若者は結婚し、子どもを産みやすい、育て
やすい環境づくりへ、全ての政策を集中した中で出生率の向上や地域活性化へ、一つ一つ進
めていく重要性を感じる次第であります。そこで、今回は具体性を絞った中で、下記事項に
ついて質問させていただきます。

1 点目であります。この南魚沼市合併当初平成 17 年の人口は、6 万 3,329 人で、世帯数は
1 万 8,937 世帯でありました。そして合併して今日、5 月末現在で人口は 6 万人をきり、5
万 9,849 人、世帯数では逆に増えて 1 万 9,651 世帯となっております。合併時からの人口推
移と実態をどのように捉えておりますでしょうか。そして、本市としてどのような取り組み
を考えておられるのか。また、課題等を、大変幅広い質問で恐縮でございますがお聞かせい
ただきたいと思っております。

次に子育て支援策であります。新たな命を授かるために、不育症治療への公費助成ができないか、再度お伺いするわけであります。妊娠しても流産を繰り返す、いわゆる不育症といわれる方が余りにも多くおられるということであります。厚労省の調査では、妊娠経験のある方で流産経験が4割、このうち2回以上流産し、不育症といわれている人は約6%、年間4万人程度の方が不育症といわれております。

一般的に不妊症については、その知名度も高いわけでありますけれども、そして本市においても軽減というか助成については、県下トップクラスの公費助成を行っていることは、私は敬意を表したいと思っております。私が当初、この不妊症治療の公費助成と提言したときと比べて、かなり認知度も増してきていると思っております。今まであきらめてきたこの命、できることならばとの期待も高まっております。再度市長にお伺いするものであります。

3点目であります。保育園、幼稚園の第3子保育料の無償化を再度お伺いするものであります。本市の保育料は、一緒に在籍しているならば第2子目は半額で、第3子は無料であります。1年過ぎてしまえばそうはなりません。人口減少問題と子育て支援は、政治の重要なテーマであります。子どもをもう1人授かりたいと思われる方が、私が聞いている中で余りにも多い。これは調査にも出ております。

しかし、一番の障害は、やはり経済面であります。そして断念している家族が余りにも多いということに、私もまた気がつきました。そのことを何とか少しでも環境整備を整えることで一押しし、そして、未来の宝、地域の宝を育むことの大切さを感じる次第であります。介護社会も皆でとの発想のもとで行っております。子育てもそういう時代がきたというふうに私は改めて感じる次第であります。例えば、兄弟が小学3年生までとか、義務教育までとか絞った中でも、私はいいと思っております。また、そういう中で井口市長のこの子育て支援への強い思いを期待するものであります。

4点目に移らせていただきます。若者が安住する地域活性化への施策推進であります。このことは幅が広くて、総合的なさまざまな対策を実施していかなければならないわけでありませけれども、私は若者の首都圏への流出が上回れば、これは人口減少に歯止めがかからないわけであります。南魚沼市で若者が結婚し、子どもを産みやすい環境づくり、そして地域活性化について施策等をお聞きするものであります。

大変幅広い質問になって恐縮でございますが、大きな1点目として、この人口減少問題と子育て支援策について、井口市長の子育て支援重点政策に期待した中で、壇上よりの質問とさせていただきます。

○議 長 中沢一博君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 中沢議員、大変不幸なことでありまして、心からお悔やみも申し上げますし、めげずに今後ますますのご活躍をお願い申し上げたいと思っております。

それでは一般質問にお答え申し上げます。

1 人口減少問題と子育て支援策について

人口減少問題と子育て支援策についてのまず1点目であります。人口の推移と実態、そし

て取り組むべき課題であります。ご承知のように市の人口を5年ごとの国勢調査で見ますと、昭和25年——これは市といっても昔の町であります、7万2,360人これがピークでございまして、45年までは6万1,955人まで減少いたしました。その後、少し増加に転じましたけれども、平成7年これが増加に転じたまたピークでありまして、6万6,118人ということがあります。その後はまた減少の一途をたどっている。そして、平成22年の国勢調査では6万1,624人、大体昭和45年と同一水準になっているということでもあります。

市の人口減少問題プロジェクトチームの独自推計では、16年後の平成42年、2030年であります、このころには5万人を割って、平成45年の人口が約4万7,000人というふうに、現在のままいきますと推測しているところでもあります。

南魚沼市の人口は、自然動態、社会動態ともに減少しております。県内市町村の状況を見ても、ほとんどの市町村が同じようでありまして、ただ、その中でも、自然減少より社会減少のほうが多い市町村は我が市を含めて4つしかないわけです。自然減少的部分は、減少していますけれどもそう大きくないけれども、社会減少としてやはりこの地域から出るというこれが多い。これが県内で4つということでもあります。

ですから、ある意味、生まれてくるお子さんの数、死亡者の数だって同じわけですが、比較するわけですが、それについては減少しておりますがそう大きなものではない。しかし、この地域を離れる人が多いがゆえに、どんどんと減少が加速しているこういう実態が見てとれるわけであります。過去10年間の人口動態を見ましても、私たち市は同様の傾向がございまして、その社会減少が多い要因としては、もうそれぞれおっしゃっております地理的要因もありますけれども県外への転出が多い、これは当然であります。その内訳はやはり、大学・専門学校への進学、これが圧倒的に多いということです。

今、議員からおっしゃっていただいた人口減少についての深刻さというのは、国立の社会保障・人口問題研究所の推計でもほぼ同じでありますけれども、これによりまして平成49年ごろには5万人を割って、平成52年、2040年の人口が4万8,000人。それから民間有識者でつくる日本創成会議、これは議員がおっしゃった部分であります。これでは、2040年までに全国の自治体の半分以上が20代から30代の女性が半減をして消滅の可能性がある、という衝撃的な報道もあったところでもあります。

いろいろ調べてみますと、これは議員もご承知かと思っておりますけれども、若年層が関東圏に流出して、その一番の流出先であります東京の出生率が1.09ですね。これは本当に悲観的な数字になります。ここに行って、2とはいいませんけれども、2に近い出生率が確保できれば、日本全体の減少率としてはそう大きな問題——深刻ではありますけれどもこれほどの数値にはならないわけでもあります。子どもを産まない、産めないということですね。若い人たちが東京へ出て行って、子どもを産まない、産めない。これは非常に大きなことでありまして、この日本創成会議の中ではブラックホールと言っています、東京がブラックホールだと。

当然ですけれども、お子さんを産んでいただくということは、これはまた後ほど触れますけれども、転出をいかに抑えるか。これは先ほど鈴木議員のご質問にも申し上げましたとお

り、でき得れば大学があるということ、そして就職先があると、このことであります。それと先ほど触れました、今まで国立の人口問題のほうでは論じられておらなかった若い 20 代、30 代の女性の方がどんどん減っている。これが減っていけば出生率が少しぐらい上がっても、人口減少はどんどんと進んでいくわけでありますので、若い女性の皆さん方が、この地に多く生まれてもらう、そしてここに住んでいただくということが、まずは前提条件であります。

これを数値であらわしますと、仮に 2030 年に出生率が 2.1 になったとしましても、人口減少がとまるのはそれから 50 年、60 年後と、こういうことでありますので、非常の厳しい数字であります。出生率の全国平均は 1.41 でありますが、私たちの市は一応今 1.56 ということで、少しは高いわけであります。しかし、1.56 では非常に低いということでありまして、これから重点的に取り組むべきことは、若年層の人口の絶対数を減らさないことと、出生率を上げる、この 2 点が大きなテーマだろうというふうに自覚をしております。

2 番目のこの不育治療であります。これは結論から先に申し上げますが、実施を前提として調査を進めてまいりたいと思っております。今、わからないのは、南魚沼保健所管内の自然流産、あるいは死産の件数ですけれども、平成 21 年に 12 件、平成 22 年に 10 件、平成 23 年が 15 件、平成 24 年は 4 件こういうことであります。これがこの不育症に起因するかどうかというのは、把握は非常に困難だそうであります。

これは考えますと、不妊治療は妊娠をしない、しにくい人たちのための助成であります。不育治療——不育というのは妊娠はするわけです。ですから、新たな命が生まれる可能性は、ある意味高い。考えますと、不妊治療も不育治療もやはりそれは一緒だろうという考え方の中で、ただ、医学的にどういう検知が必要なのか。来年、我が市に基幹病院が開院されるわけですので、そこでは相当高度な治療といえますか、そういうことも見込めると思います。それらに期を合わせるか否か、これから調査を始めますけれども実施をしようと思っておりますのでよろしく願いいたします。

第 3 子保育料の無償化であります。これは私はいつも疑問に思っているのですけれども——これはこれでいいのです。ただ、若いご夫婦が子どもを産みたいけれども、欲しいけれども、なかなか経済的な面があって産めないと、これは子育て中の経済的負担はもとよりであります。一番考えておりますのは、子どもたちが高校、大学——高校はあれですけれども、大学にいく教育費が膨大な数字に上っているわけです。それを考えますと、なかなかそこに踏み切れないというのが、私がいろいろお聞きした中では圧倒的に多いわけであります。

今、生まれて保育園に行って、そして学校に上がって、中学、高校までいくわけですけれども、これらについては国の助成や市の助成等もありまして、それはそれで助成をすればそれでいいわけですけれども、一番大きいのは大学、あるいは高校も私立にいくとか、そういうことの中でそのときの教育費なんてものを考えますと、とても 3 人、4 人は無理だという方が圧倒的に、私の聞いている範囲では多いわけであります。ここをある程度解決していかないと、第 3 子がどうだ、第 4 子がどうだというこれはこれでいいわけですけれども、根本的な解決には私はならないと思っております。

第3子部分について絞って申し上げますが、今、新潟県が第3子以降になりますか、まあ第3子が誕生したときに、お祝い金的な形で100万円とか50万円とか出そうということをやちょっと話し始めましたが、県の市長会の中では、私もそうでしたけれども、第3子が生まれたから100万円、第4子が生まれたから200万円という数値を出しても、それは本当の時抑えで、本当のある意味子育て支援として役に立たないだろう。恒久的といいますか、子どもが成人をして、就職するまでのトータル的な部分をどうするかということが、一番の問題ではないかということでこの論については余り賛成はしておりません。

今、県は調査機関といいますか、検討委員会を設けて企業やそういう皆さん方からも協力していただきながら、どういう体制をとればいいのかを検討しておりますが、この生まれたからお金を出すという制度というのは、私は基本的には余り賛成するところではございません。ですが、第3子ということに限ってという数字を、今議員はおっしゃっているわけですので、これについては動態といいますか実態をもう少し調べたりした中で、本当にそれが有効か。それは第3子を保育園を無料にするといえばそれはそれで喜ぶますよ、その部分はですね。だけれども、それが本当の子育て支援につながっていくかという部分については、もう少しやはり私は検討を加える必要があると思います。今現在は、そのことについて実施に踏み切るという考え方は持っておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

議会の初日にもちょっと申し上げましたが、何か若い女性だか若いご夫婦の皆さん方が読む本の中で、住みやすい地域の実態調査がございまして、私たちの南魚沼市は北信越管内で富山、長野、福井、それから塩尻これに次いで5番目であります。新潟県内ではトップなのです。住みやすい、住んでいていいと。全国的に見ればまだ相当低いというか、そんなに5番だ、10番だという数値ではありませんけれども、そこら辺がまだ調査をどういう調査をやったのか、どういう項目が設問されていたのかというのが、ちょっとまだつかめておりません。今調べておりますけれども、これらも分析した中で、効果的な対応ができればと思っております。

4番目でありますけれども、若者が住む、地域活性化への施策推進、これも今の部分にもつながりますし、それから、これも初日の補正予算の中でちょっと申し上げましたが、市の若手職員で構成いたします人口減少問題プロジェクト、これが人口減対策に提案していただいた部分でありまして、若者定住促進事業「呼び戻せ！隠れ南魚沼市民」という提案であります。これらは初日に縷々説明申し上げましたので、具体的な詳細な内容については避けますけれども、こういう部分でどう、また反応がでるのかをきちんと把握していかなければならないと思っております。

傾向的にですけれども最近の若い皆さん方は、大学を出て、そして都会の企業に入って、残業続きの結婚もできない、子どもも産めないと、そういう人生よりは、ある意味田舎であっても若干年収が低くても、子どもに囲まれて、自然に囲まれて生活していくということを望んでいる。そういうことを幸せだと考える人が増えてきているということもありますので、そういうニーズをきちんと捉えながら、具体的にはまだこれをやる、あれをやるというのは

出てきておりませんが——具体的にやるというのは、今ほど触れました「隠れ南魚沼市民」これをとにかくまずはきちんと探し出そうと、こういうことを具体的には今年度からやってみたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上であります。

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 人口減少問題と子育て支援策について

ありがとうございました。それでは若干質問させていただきたいと思います。人口減少問題と子育て支援について、これは本当にどうすればいいかというそれが無いわけでもございますけれども、言えることは、市長がおっしゃったように出生率の向上が大事でありますし、人口流失を防止するという、やはりこれが大事になってくるかというふうに思うわけがあります。そして、この私たちの地域の雇用をどう確保していくか。この部分は、執行部をはじめ私たち議員等が取り組んでいかななくてはいけない喫緊の課題であるというふうに思っております。

きょう、議長をお願いして資料を配付させていただきましたけれども、この資料は皆さん方も目にしたことがあるかと思えます。この資料を見てもおわかりのとおり、本当に人口減少によって、この魚沼地域ではまさに南魚沼市がぎりぎりという線で、恐縮ですけれどもあとの魚沼市、十日町市、湯沢町は自治体の危機に陥る可能性が大であるという数字が出ております。

そういうことを考えたときにやはりこれからは、今議会でも始めましたけれども、協議会というか地域連携というものを、この地域でどうしていくかという観点に立った考え方をしていかないと、この一つの地域だけではなくして地域全体をどうしていこうかという、そういう観点に立って物事を考えていかなければいけないというふうに感じるわけがあります。その中で、市長もおっしゃいましたし、ずっと私が感じているのは、市長のおっしゃることと全く同じで、私たちは一生懸命子育てをして、そして高校を卒業すると、大半の方は首都圏のほうの大学へ、就職へ行くということでもあります。これを何とか少しでもとどめたいし、帰ってくる道をつけたいというふうに私は思って、前にも一度提言させていただきました。

大学・専門学校を卒業し、そして地元での就職はいろいろ厳しいかもしれないけど、でも一生懸命帰ってこようとする方たちに関しては、何らかの手を打つべきではないか、そのように私は感じるのであります。それが、私たち南魚沼市を愛する、郷里に帰ってこようという愛の義ではないかというふうに私は感じております。前にも提言させていただきましたけれども、最終段階でだめだったというふうにも聞いております。こういう内容は別として、こういう考え方について市長はどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 1 人口減少問題と子育て支援策について

何らかの支援ということになりますと、具体的には私も今ここで想像ができないわけでもありますので、帰ってきたい、そして、こちらで就職したいけれども職がない、これに対してどう支援ができるかということになりますと、非常に難しいものがございまして、具体的にど

ういうことを議員がお考えなのかお聞かせいただいた上で、またご答弁は申し上げたいと思っております。

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 人口減少問題と子育て支援策について

私は例えば、大学からこちらの地元のほうで面接を受ける、何回も5回、6回、こちらのほうに足を運ぶと聞いております。こちらに就職が決まる、そうした方には、例えば介護の制度もあります。介護の制度をしようという人には200万円——それは介護のほうですけれども、200万円を提供するけども、5年間県の中で働けば、返還しなくてもいいという。例えば看護師だってそうであります。これは極端なあれかもしれないけど、私はあえて南魚沼市を選んで、交通費を使って一生懸命面接をする、そして決まった方には何らかの私はそういう部分があってしかりではないかというふうに考えるのですが、無理でしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 人口減少問題と子育て支援策について

これは市としてでき得ることではないと思っています。今、議員がおっしゃっていただいたように市としてできているのは、今は医師とか看護師の皆さん方への、まあまあこれは奨学金的な貸与であったり、そういうことであります。例えば介護士と、あるいはほかの職種としましても、ここに決まった方に、あるいは来ようとしている方に、支援するためのお金を渡して何ができるのかというのが、ちょっと私の中で今理解ができなかったものですから。制度としてどういう制度があるかというのは、いろいろ調べてはみますけれども、今現在、そのことについてまだ考えを及ぼしたことがございませんので、また具体的にお知らせいただければ、検討はきちんとしていかなければならないと思っております。

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 人口減少問題と子育て支援策について

一般的に首都圏からこちらに来て就職活動をされる交通費の総計は12万円だそうあります。そういう数字が出て、私もお聞きしました。そうした中で私は何らか、この南魚沼市に骨を埋めたいとそういう希望のある方には、知恵を絞った中でこれから来ていただければ、財政が生むわけであります。この地域の宝になるわけでありますから、そういう知恵と一緒にひとつ、私の質問が下手でありますけれども、また検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そして私は、今の件もそうなのですけれども、一つの課だけではなくして部をまたいだ中で、今、市長が若者の方でそういうものをつくっているということでもありますけれども、市長みずから——例えば、全国でも出生率の高い、また住みやすい、住みたいという市に福井市があります。そこへ私たちは前、議会の委員会で行ってまいりました。そのときに組織図を見せていただきました。そのときに感動したのは、市長みずから一番上に推進本部長という名前がありました。私はそのことにすごく驚きました。市長はそういう名前がなくても、そういうつもりであるかもしれないけれども、そういう位置付けまでをきちんとした中で、

今の部分で部をまたいだそういう体制づくりということに関しての子育て支援についてご決意のほどをもう一度、お聞かせいただきたいと思っています。

○議 長 市長。

○市 長 市長みずからが推進本部長、あるいは対策本部長ということはよくあることでありまして、これが別に私がそれを拒んでいるわけでも全くないわけでもあります。今、議員から触れていただきましたように、ようやく若い職員からの提言もありまして、これらは私が推進本部長ということではないけれども、そういう形として職員の自発的な部分もあって出てきたわけでもあります。これらの動向を見ながら、何が何でも全部、子育ても人口減も、あるいは介護も何もみんな本部長、それは市長がやるわけですので本部長の乱立になるわけですから、この辺をきちんと絞り込みをしながら。今一番問題というのは、やはり人口減ですね。これをどう対応していくか、あるいは食い止められるかということでもあります。時期を見ながら、そして推進本部長として私がただ名前だけをあげて、今までとやっていることは同じだということであってはならないわけでもありますので、その辺は具体的な検討を重ねながら、そういう方向性がいいということであれば、やっていかなければならないと思っております。

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 人口減少問題と子育て支援策について

ぜひ、市長みずから、今までに増して推進をひとつお願いしたいと思っております。

2 点目に移らせていただきます。子育て支援策の不育症治療の公費助成は、市長から実践を前提に調査を進めたいというお話をいただきましたので、私はこれに尽きるかと思っておりますのでよろしいかと思っております。今、まさに市長がおっしゃったように、来年基幹病院が開院になります。今までは、専門的な基幹は新潟大学でありました。しかし、今度は基幹病院ができることによって、週産期医療というものを備えることになるわけでもありますので、私は今が時であるというふうに実感しております。やはり適正な検査と治療があれば、85%の確率で子どもが授かるという数字も私はお聞きしております。ぜひ、この地域で子どもが欲しい、後継ぎが欲しいと言いながら、後継ぎが本当に生まれない、そういう方たちのために市として本当に一押しをしていただきたい、そのように思う次第であります。よろしく願いいたします。

次に、保育園の第3子保育料無料化でありますけれども、市長のおっしゃるとおりこれはこの部分だけではないかもしれないけれども、私はどうもいつも感じるのは、どこかで線は引かなければいけないけれども、1歳違っただけでもうできないのです。そんなに簡単に毎年計画的に第3子が生まれるなんてことはできないのです、正直いって。生活がいろいろありますから。せめて、子どもさんが小学校3年生ぐらいまでは、そういう対象にしてもいいのではないかというふうに私は感じるのであります。そのぐらいの、これから全体的にもってみれば同じことであるわけでもありますから、私はそういうふうに感じる次第であります。それに対して例えば市で——今執行部の部長がきておりますけれども、第3子をした場合は、

どのぐらい財政的に負担になるか、もし算出して数字が出ていけばお聞かせいただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 人口減少問題と子育て支援策について

その試算は出ておまして、今、第3子以降となる場合に20%軽減を行っておりますけれども、これだけで年間1,055万円であります。この軽減を10%拡大ということになりますと年間528万円ですので、全額無料とした場合はさらに4,200万円強が負担増となる。そして軽減額の増額が5,276万円というふうになるわけでありまして。これはこれで数字として出ているわけでありまして、数字の多寡もさることながら、子育て支援全体策の中でどうすべきかということでありまして。

ご承知のように子どもはやって、県下でやっていないことは、一番子どもに医療費がかかる年代にターゲットを絞って、通院、入院ともに無料ということでありまして。これは相当の金額は出ますけれども、それはそれとしてそういうふうにある程度の絞ったりターゲットを絞らないと、なかなか全体的に全部免除しろとか——議員はそうおっしゃっているわけではないですけれども——これはなかなかでき得ないことでありまして、その辺をどういうふうに考えるかということでありまして。別に否定したということではありません。

しかし、本当に親御さんが望んでいる部分がそこにあるのか。これは私はまだ相当疑問がございますので、それらをきちんと把握した上でこれが一番有効だということであればすぐにでもやりますよ。ただ、有効ではないというふうにまだちょっと思っているわけなので、その辺をまた担当課とも相談をしながら、実態的な調査もしながら。聞けば、それは皆さんが喜ぶますよ。第3子保育料無料化をしてもらったと、それは喜ぶますが、ではそれで本当に皆さんが第3子までどんと産もうという気になっていただけるか。ここが大きな問題点でありまして、その辺をきちんとしたまた調査もしてみたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 人口減少問題と子育て支援策について

本当におっしゃるとおりでございます。我が市のすごいところは、子どもたちの医療費が本当にいいと思っております。私が一番最初に医療費窓口完全無料化と一般質問をしたときを、今でも覚えております。執行部から窓口完全無料化とはどういうことですかと、私のほうに連絡がありました。そういうことを考えたときに、本当に私は大きく前進しているというふうに感じております。

金額云々というのは、やはりいろいろな見方があるかと思っております。介護もしかり、子育てもしかり、社会全体でこれから育てようというそれが1つの特化した部分かもしれないけれども、それが政治であり、政策であるというふうに私は感じております。ぜひ、調査をひとつお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

次の4点目に関しましては結構でございます。ぜひ、民間と連携した中でまた知恵を絞り

ながらやっていていただきたいというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

2 市民の健康推進について

時間の関係で大きな2点目に移らせていただきます。市民の健康推進でありますけれども、これはご承知のとおり、今、日本で2人に1人ががんにかかり、3人に1人ががんで亡くなっているという、このままだと例えば10年たたないうちに、2人に1人が死亡するという予想も算出されているわけでありまして。このままであるならばですね。けれどもその中で、このがんは国民病といわれていますけれども、その言葉だけでは片づけられないのであります。人の死亡率というのは100%であります。200歳までは生きたくても生きられないわけでありまして、この限られた大切な命をどう守るかということ、これが私は今後自治体の果たすべき大事な使命になってくるかと思っております。

その中で、早期発見、早期治療に行政は必死になって取り組んでいただいて、医療費の軽減とか、介護費の抑制にもつながっているわけでありまして。1点目の質問でありますけれども、健診受診率についてどのように推移を見ておられるのか。そして、対策をどのように進めていっておられるのか、まずお聞かせいただきたいと思っております。

○議 長 市長。

○市 長 2 市民の健康推進について

受診率の実態であります。これは議員ご承知のように、国のほうは最初65%、これができなくて60%に下方修正したということでありまして。我が市は平成23年度に52.1%でありまして、県内20市中2位という実績でありまして、ベンチマークでも非常によい評価を得ております。今、国が紹介しております特定健診受診率向上の好事例といわれている市でも、受診率は大体50%程度にとどまっているということでありまして。私たちの市は平成20年度が47.9%、平成21年が55.3%、平成22年が51.0%、平成23年が52.1%、平成24年が52.2%と、この平成21年度はちょっと上がりましてけれども、あとは少しずつ下がってまた盛り返しているということでありまして。

これは特定保健指導と連動した制度でありまして、保健課の実績では、特定保健指導を受けた人は翌年度の受診率が高い。受診結果も改善しているという結果が出ております。しかし、半数近くの方がまだ受診されていないというこういう実態もありまして、保健指導を実施できる体制を基本にいたしまして、健診受診者に対し健診を受けることでどのようなメリットがあるかをきちんとPRしていかなければなりません。そういうことで向上を図っていききたいということでありまして。

また、医療機関受診者は特定健診を受けない方が非常に多くあるということになっております。医療機関からの健診結果の情報を受け取る体制を充実させなければならない。これがきちんとできれば、率というのは実際はもっと上がっているわけなのです。ですので、これらをまたきちんとやっていかなければならないと思っております。国の基準で平成20年から心電図・眼底検査は基本項目から除かれましたけれども、私たちは平成25年度から、魅力ある健診を行うという必要性から、自己負担でオプションとして受けられるようにして、今年

度からこの中に痛風あるいは腎疾患の検査項目であります血清尿酸を加えて実施をしていると、そういうような対策も取りながらやっているところでもあります。

あとのクーポンとかそういうことは、議員はご承知でありますので申し上げませんが、市の単独事業といたしまして、健診開始年齢であります40歳到達者の無料受診を行っております。この無料クーポン券による検診、あるいは該当する年代では受診率が増加をしているという結果も出ております。ことしは職場こういうところで健診受診の機会を逃していると思われる方をターゲットに、六日町の商工会、あるいは一部の工業団地にがん検診のPRポスターを配付して、受診の促進を図ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 2 市民の健康推進について

我が市は、全体の目標には届かないのですけれども、いいほうではあるというふうに思っております。やはりこれを誇りに思って、半分の人が受けていないわけですから、ぜひそのところを、力強く進めていっていただきたいと思っております。

私が心配というかすごく感じるのは、健診をまた受けてそして要検査が出た人、その方の中で実際にその後、受けていない方がいるのかどうか。やはりそこが大事なのです。せっかく見つけてもらったのに、その後がどういう対応になっているか、そこがちょっと心配なのですが、どのような数字になっていますでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 市民の健康推進について

議員がおっしゃるその心配の部分が、非常に多い結果が出ておまして、平成25年度の基礎検診受診者総数7,622人です。このうち、医療機関受診という結果の方が約65%の4,925人ございました。このうち実際に医療機関を受診した方は42.4%の2,087人です。健診は受けるけれども医療機関には行かないという受けっぱなしが半分以上いるわけですので、これでは非常に心もとない数値でありますし、これでは本来何の役にも立たないということでもあります。

基礎健診の結果、要医療機関受診となった方の中で、高度異常の場合は、早期に保健師が電話・訪問等でスムーズに受診行動に結びつくように働きかけをしております。全員の受診行動を追跡するのはとても困難でありますので、この高度異常の方、あるいは緊急受診が必要となった方、これにはもれなく受診に結びつけようという目標を設定して、医療機関への受診奨励を地区担当の保健師活動に委ねる部分が多くなってきております。そのために地区でのばらつきがちょっとありますけれども、平均いたしますと高度異常者の51.6%、要緊急受診者の67%の方が受診に結びついたということです。高度であってもまだ52%弱ですから、「あなた、相当危ないよ」と言われても、半数近い人は医者にはいかないここをどう捉えればいいのかですけれども、非常に重要な問題であります。また保健活動、担当保健師が担当地区で医療機関に定期的に足を運んだりしながら、こういうことをきちんとフォローしてい

なければならないと思っております。

先ほど触れましたが、健診の結果、医療機関で要受診と判断された人の受診動向であります。対象が4,925人、そのうち874人——これは高度異常者であります。受診者がさっき触れました2,087人、高度のほうは451人、受診率が42.4%、高度のほうは51.6%と、こんな数字でありまして、これをとにかくきちんと医療機関に結びつけなければならないというのが、大きな課題であろうと思っております。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 2 市民の健康推進について

市長から詳細なる説明をいただきまして、ありがとうございます。本当にこの部分が今後大事になってくるかと思えます。ぜひ、1人の人をずっと——追求と言ったら言葉はあれですけども、健康になっていただくように、私はこういう部分は遠慮する必要はないというふうに思っています。その人のためにもやはり強くお願いしたいというふうに思っております。

私が1点ちょっと感じたことは、私はことし年齢が61歳、がんクーポン券がまいりました。無料クーポン券でございますけれども、私が人間ドックを受けたのは4月でございます。これが来たのが5月でありました。それはいいのですけれども、例えば人間ドックとかにこの無料クーポン券が適用されないのではないかというふうに思っています。この点、せっかく5年に一度だとかそういうめぐり回ってくる自分の大事な——これも金額はそんなに大きくないが、でも市政が一生懸命私たちにエールを送ってくれているのに、これが活用されないということはどう思われますでしょうか。お聞かせいただきたいと思えます。

○議 長 市長。

○市 長 2 市民の健康推進について

それは、私がちょっと詳細に把握しておりませんので、担当部長に答弁させます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 2 市民の健康推進について

がんの無料クーポン券が人間ドックで活用されないかというご質問かと思いますが、その点については以前にもお答えしたことがあります。議員がどのドックを受けられたかというのはちょっとわかりませんが、ドックの価格設定というのは、全ての健診を含んだ中での価格設定になります。私どもが議員にお配りしたがんの無料クーポン券というのは、市が行うがん検診、それについて一定程度の年齢の方にぜひ受けていただきたいということで、これは国の制度もありますのでそれについて無料で受けていただきたいということでお届けするクーポン券です。これをそのほかの健診で利用することは、制度上できません。

これにつきましては、いろいろご意見をいただいているところです。できればせっかくの機会ですので、そういったところで活用して、ぜひ受診率を上げていただきたいというふうに考えておりますけれども、今のところはそういった事情で、活用できないということになっておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。以上です。

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 2 市民の健康推進について

承知しております。私はわかりますけれども、せつかくの部分です。私はもっと詰めていけば、できる可能性があるのではないかと思います。いろいろ委員会で回った中で、やはり研究をして、しているところもあります。そういうせつかくの部分は、詰める余地があると、ぜひ研究していただければと思っておりますので、お願いをして次に移らせていただきます。

次に、アルコール健康障害の実態についてでございますけれども、時間がおしてきましたが、当市においてはこれは前にもあったように、私たちの地域は何かにつけ飲むのが文化、歴史であります。これを除いてなかなか私たちのこの地域というのはいないわけですから、そういう面では飲酒量もかなりトップクラスになっているかと思います。けれども、このアルコール依存障害の実態は、どのように把握されておりますか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議 長 市長。

○市 長 2 市民の健康推進について

議員がおっしゃっていただいたように、おいしい酒も造っておりますし、そういう影響か否かは別にいたしまして、平成 24 年度に行った調査によりますと——これは国保の特定健診受診者の問診票でありますけれども、県内で毎日飲酒すると答えた人が、30 市町村中 1 位ということであります。率として一番、毎日飲む人が多いと、相当飲んでいらっしゃるのだろうと思っております。相当といったって、飲む確率が高いということですね、量をいっぱい飲むという。

それから、一番警察にもこれはずっと言われ続けていることでもありますけれども、ここの地域は飲酒運転検挙者が県内で一番なのです、南魚沼警察署。これはしかし憂慮すべきことでありまして、警察とも協力をしながら、このことは撲滅をするように努めているのですが、なかなか減っていかないという状況がございます。

それから、健康被害でありますけれども、アルコール依存症という診断名の方が去年は 13 人、一去年は 12 人おりました。県の年報によりますと南魚沼保健所管内の「精神障害者管理者数」の中での「アルコール中毒」というのが、平成 23 年は 34 人の登録がありました。増減を繰り返しておりますけれども、大体 30 人前後で推移をしているというのが現状でございます。

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 2 市民の健康推進について

詳細をありがとうございます。この 6 月 1 日から、アルコール健康障害対策基本法が制定されて、今度は自治体がそういう部分に関しまして責務を負っていかなくてはいけないというふうになったと聞いております。そういう面では、人ごとではなくなってきたわけでありまして。私は今まで南魚沼市というのは、アルコールを一番飲むということで、経済効果が一番頑張っているというふうに思っていましたけれども、実は調べてみたらその反面、いっば

い飲んだ方によって経済損失も——酒税がいっぱい上がっていいと思っただけで、酒税の3倍が逆にマイナスになっているという数字を見たときにびっくりしました。ただ、税収が上がって、貢献して、自分たちも喜んでいるからいいと思っただけでそうではないという、この実態を見たときに、死亡者の3%の方がアルコールの依存症で亡くなっていると聞きました。ぜひ、この部分はこれから進めていく部分かと思いますので、よろしくお願いします。

次に移らせていただきます。今後の健診体制の整備についてでございます。市の健診体制は、今後どのように考えているのかということでもあります。いよいよ南魚沼市民病院が新設されました。そして、ゆきぐに大和病院があのような形になりました。市の健診体制の拠点というものをどのように考えて、また推進しようとしているのかお伺いするものであります。

○議 長 市長。

○市 長 2 市民の健康推進について

健診体制につきましては、今現在、大和地区はゆきぐに大和病院の健友館、それから六日町、塩沢地区は地域で会場設営を行って、複数の健診機関に実施を依頼しているというところでもあります。国保だけでなく、協会けんぽの社会保険被扶養者の特定健診も健診会場では一応実施させていただいております。

医師の充足率が一番低いといわれている魚沼地域であります。今、議員からちょっと触れていただきました基幹病院開院後は、この部分も相当改善をされるわけでもありますので、健診体制につきまして、医療体制の動向をちょっと見なければなりませんけれども、今より少なくするなんてことは考えておりませんので、充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 2 市民の健康推進について

私は市民がすごく心配しているのは、大和病院がああいう形の体制に今後なったときに、健友館はそのまま残るといわれています。でも、今後の部分もまだ決まっていませんけれども、いろいろささやかれているわけでもあります。そういうことを考えたときに、市全体をどのように位置付けて、拠点等をではどうする、大和にもっていくか。今は旧町村単位でやっておりますけれども、その体制というものを、ひとつの新南魚沼病院ができたわけでございますので、そこを何らかうまく利用できないだろうかというふうに感じるのですけれども、その点いかがなものでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 市民の健康推進について

まず、前段といたしまして、今、大和病院にあります健友館を廃止するなんていう考え方は全くもっておりません。しかも、大和病院は、常々申し上げておりますように、病床数40床、こういうことで最終的にはきちんとやっていきますということを申し上げているわけがあります。もし、その健友館関連の部分が足りないということであれば、これは基幹病院が実施していただいても結構なわけですから、それはお互い臨機応変でやっていくというこ

とであります。

六日町に今度は新市立病院の拠点ができるわけでありまして、ここで今、健友館的な施設を建設するか否かというのは、ちょっと具体性はもっておりませんが、医師の皆さん方の中では、保健という部分をもっと充実させようというお話もあります。開院と同時にそうということにはなりません、当然医療機関として、この健診体制をどうするかということは、きちんと考えなければなりません。拠点的な部分には当然していかなければならないし、そうなると思うのでありますが、これについて具体的にどうだ、こうだということはまだ発表されるという段階ではございませんけれども、相当また充実した健診体制は築いていけるだろうというふうに考えております。

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 2 市民の健康推進について

市長から力強い、今よりも一歩進めていくということをお聞かせいただきましたので、ぜひそのような方向で進めていっていただきたいと思っております。

最後に移らせていただきます。健康マイレージの制度についてお伺いするものであります。これにつきましても、先にも質問させていただきましたけれども、その後、進展状況等があるのかどうか等をお聞かせいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議 長 市長。

○市 長 2 市民の健康推進について

これは議員から 12 月議会でご質問いただいたわけでありまして、このときには「制度の有効性を認識しつつも、先進事例から課題が多いとの情報も得ているので、今後はその実態等を調べて、費用対効果も含めて研究を行ってまいりたい」というふうに答弁をしております。

県内の実施市の事業内容、経過、実績を十分情報収集しながらやっておりますけれども、まずは 1 つ、保健課事業に限定するのか、市のイベントを含めて行うのかというようなこと、ポイントの設定と還元方法をどのようにするか、こういう検討課題はまだ非常に多く残っております。

近隣市町で実施しているところから伺ったお話によりまして、立ち上げは非常に景気よく立ち上げた。その後、なかなか継続していかないといいますが、利用者がなくなってきている。どこかに欠点があるのではないかとということですが、なかなかそこがよくわかっておりませんので、それらも十分調査を行いながら、これを否定したということではございませんけれども、もう少し検討を加えさせていただかないと実施に踏み切れる段階ではないということをご理解いただきたいと思っております。

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 2 市民の健康推進について

ぜひ、行政だけではなくして、民間と協力した中で——民間にもできる部分があるわけがあります。声をかけていただいた中で、この受診率をどう上げていくか、健康をどう守っていくか、私は十分入っていく余地があると思っておりますので、ひとつご検討のほど、再度お願い

したいと思います。

今回は多岐にわたりまして、質問等がまとまらず大変にもかかわらず答弁をしていただきまして、執行部に感謝したいと思います。県内一の出生率を目指して、また日本一の健康長寿立市を目指して、ひとつこれからも一緒に取り組んでまいりたいと思います。ありがとうございました。以上でございます。

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開は11時25分といたします。

[午前11時08分]

○議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

[午前11時24分]

○議 長 質問順位3番、議席番号2番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 おはようございます。こんにちには差しかかっている時間だとは思いますが、先日、大畑誠也先生のお話を聞かせていただいて、大きい声の挨拶が大切だと感じました。挨拶で南魚沼市を元気づけられたらいいと思います。

南魚沼市図書館と「ふれ愛カード」南魚沼サービス店会との連携について

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。6月1日に南魚沼市図書館がオープンし、連日たくさんの市民から利用していただいております。貸し出し図書も大幅に増え、DVD観賞スペースもあり、とてもすばらしい施設だと思っております。しかし、先日もお話がありましたように、これほど立派な施設が六日町駅前という場所にできたにもかかわらず、商店街、商工会等との連携が遅れているということでした。全国には地域と一体となって、図書館を中心にまち起こしを行っている自治体があります。

南魚沼市図書館のあるスタッフさんから伺った一例をお話しますと、九州の佐賀県の北西に位置する武雄市というところであります。人口が約5万人で、武雄市はその半分近くが山林という緑豊かな土地で、地元の新鮮な野菜や果物はもちろん、棚田の広がる美しい景色や、そこで収穫されるおいしい米も武雄市の大切な名産品だそうです。何か、南魚沼市に通じるところがあると思いませんか。

そんなところにある武雄市図書館は、蔦屋書店とスターバックスコーヒーとコラボして、本を借りることはもちろんのこと、本の購入、読書しながらコーヒーを飲むこともできるそうです。もう1つ関心したことは、自動貸出機を使って本を借りた人に、蔦屋書店のTカードのポイントをつけているということでした。南魚沼市でも現在まで、南魚沼サービス店会の「ふれ愛カード」の満点カードを、加盟店にてTAXサポート券に交換して、市税の納税に使用できる試みをやってきました。地域の商店街活性化のためにも、南魚沼市図書館で本を借りていただいた方々に、南魚沼サービス店会と連携して、ポイントをつけてあげてはいかがでしょうか。市長のお考えをお伺いいたします。以上、壇上からの質問を終わります。

○議 長 塩川裕紀君の質問に対する市長の答弁を求めます。

○市 長 南魚沼市図書館と「ふれ愛カード」南魚沼サービス店会との連携について

塩川議員の質問にお答え申し上げます。図書館でありますけれども、議員からおっしゃっ

いただきましたように、6月1日にオープンさせていただいて、2週間経過いたしました。入場者が6月9日までの統計でありますけれども、連日1,000人を超える方々から来館いただいております、予想を上回る大勢の方からご来館をいただいている。本当にうれしく思っております。

図書館と南魚沼サービス店会との連携ということでもあります。これは議員、ご承知でありましょうが、今現在、主に六日町と五日町を中心とする市内67店舗の加盟店におきまして、商品を購入いたしますと税別100円につき1ポイントがカードに加算されるシステム、500ポイントたまりますと発行されて、「エコ満点カード」というのが発行されるそうですが、後日500円分の商品、あるいはサービス券に引き換えることができると、これは今、現実がそうなっているということでもあります。

それから、エコ満点カードの利用でありますけれども、加盟店のみでなくて、市内のタクシーに乗車の際にも使用できるようになったということでありまして、これからも広まりをみせる可能性は非常に大きいだろうと思っております。この地域の商業経済にとって非常に大きな意義を持っているのではないかとこのように感じております。

「ふれ愛カード」の南魚沼サービス店会の会長さんが来館をされたそうでありまして、本を借りた方に、今議員がおっしゃったように図書館でもポイントの発行業務ができないかという依頼をいただいているところでありまして、今現在、実施に向けた協議を進めているところでもあります。これが実施をされますと、図書館の利用者数が増加するということには当然つながるわけでありまして、地域商業の活性化につながるという施策でありますから、実現に向けて前向きに検討させていただきたい。これからポイント発行の方法、あるいは具体的な内容、これについて詰めていかなければならないと思っております。

しかし、1つだけ心配されることが、図書館ということでもありますから、ポイントカードだけを目当てにして来館されるということがあって困るということでもあります。本を借りて換金できるということですから、ポイントを目的に何冊も借りたりとか、そういうことにつながると、ちょっと本来目的とした図書館とは違う場面が出てきやしないかという心配もあります。けれども、そういうことはどういうふうになれば課題が解決できるのか、これらをきちんと、この会長さんといいますか、加盟店、あるいは商店街の皆さん方とも協議をしながら、さまざま方面から意見をいただいて、とにかく実施をするという方向で今検討しているところでもあります。

ご承知のように、この図書館は、当然「知」の拠点という部分もありますけれども、オープニングの際にも申し上げたとおり、やはり商店街の活性化にもきちんと結びつけたい、地域の活性化にも結びつけたいという大きな目的もありますので、それらをきちんと考慮しながら、再度申し上げますけれども、実施をする方向で今検討に入ったということでご理解いただきたいと思いますと思っております。

○議 長 2番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 南魚沼市図書館と「ふれ愛カード」南魚沼サービス店会との連携について

ありがとうございます。これから検討事項がいろいろと問題点も含めて出てくると思いますが、また、会長さん等々と煮詰めた上で、前向きに考えていただければありがたいと思っております。

そこで、オープニングイベントがとてもすばらしく、子ども太鼓クラブ、少女合唱団等、餅まきがあったり楽しかったと思うのですけれども、そこで実施されたあかつきには、子ども向けや一般の方でもですけれども、イベントを定期的に商店街、サービス店会を含めて実行していったらいかがでしょうか。市だけでイベントを立ち上げたり、企画するのはちょっと難しい面があるかと思っておりますので、その民間の商店街さんやサービス店会と協力して、定期的に楽しいイベントを組んでいったらいかがでしょうか。その辺をお伺いします。

○議 長 市長。

○市 長 南魚沼市図書館と「ふれ愛カード」南魚沼サービス店会との連携について

議員がそうおっしゃっていただけることは大変ありがたいことでありまして、自発的に商店街といいますか地域の皆さん方が、イベントをして盛り上げようと、そして活性化にもつなげていこうということは、本当に素晴らしいことだと思います。行政だけが常に主導してということでは、そういう方向にはつながっていかないわけでありまして、これはぜひとも、我々がというよりは、商店街も含めた皆さん方から実施をしていただきたいというふうに思っております。

そこで、今、加盟店ということになりますと、六日町で43、五日町で21、塩沢、城内、中之島各1と、非常に分布にばらつきがあります。これは商店といいますかそういう皆さん方から大勢加入をしていただくと。これで、ただ単に今の駅前通りだけがよくなったということでは、本来そこもあるわけですが、それだけが目的ではないわけでありまして。ぜひとも、この加盟店に全員の商店の皆さん方が加入していただけるよう、やはり商工会等ともきちんと連携をとっていかなければなりませんので、またその辺はひとつ議員のほうからも十分ご指導いただきたいと思っております。

○議 長 2番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 南魚沼市図書館と「ふれ愛カード」南魚沼サービス店会との連携について

ありがとうございます。サービス店会だけでなく、それぞれの地区さんで、それぞれポイントカード会というのがあると思います。その辺の連携等々も含めて、これからまた相談していかなければいけないなどは思っております。

最後に、先ほどお話しした武雄市のポイントについてですけれども、武雄市は職員の負担を軽減するために自動貸出機というのを使っているらしくて、その自動貸出機を使うとポイントがつくという感じになっているそうです。これからまた利用が増えていくと、職員の負担が増えてくると思うのですけれども、長い目で見たときに、自動貸出機とかの導入をお考えであるかどうか、そこを最後に聞かせてください。

○議 長 市長。

○市 長 南魚沼市図書館と「ふれ愛カード」南魚沼サービス店会との連携について

今現在、具体的に自動貸出機をということを検討したことはないわけではありますが、今議員がおっしゃっていただいたように、例えば、相当数の皆さん方が訪れると、職員もとても負担に耐えきれないというような状況を見るとすれば、これはやはり検討していかなければならないことだと思っております。

武雄市さんの場合は、蔦屋とスターバックスですか、この連携が非常にうまくいっているということですので、相当数の皆さんから訪れていただいているようであります。私どもは民間に委託をするということは今のところ考えておりませんので、そういう知恵をうまく借りたり、盗み出したりしながら、公営であっても民間運営に負けないようなきちんとした対応をとっていかないといけないと思っております。具体的にまだ検討しておりませんが、今後の状況を見た中で、大いに検討すべき事項だというふうに考えております。

○塩川裕紀君 南魚沼市図書館と「ふれ愛カード」南魚沼サービス店会との連携について
ありがとうございました。終わります。

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開は1時15分といたします。

[午前11時37分]

○議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

[午後1時14分]

○議 長 質問順位4番、議席番号14番・黒滝松男君。

○黒滝松男君 それでは通告書によりまして質問させていただきます。午前中にくるかと思っ
てひやひやしておりましたけれども、調節していただきましてありがとうございました。

1 外資による森林買収に歯止めを

最初の質問につきましては、外資による森林買収に歯止めを、ということで質問をしたいと思っております。

国のほうでは水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、もって健全な水循環を維持し、または回復させ、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定・向上に寄与することを目的に、水循環基本法を成立いたしました。これによりまして、河川、森林、農地などを守り、外国資本による水源地の周辺地域の買収または乱開発に歯止めをかけることが記載されております。

これを受けまして、新潟県水源地域の保全に関する条例が制定されました。県民の貴重な財産である水源涵養機能を有する森林の保全を図るため、水源地域の土地売買等を事前に把握し、適切な処置を講ずることができるよう、事前届け出制度を条例で定めました。水源地域内の土地所有権の移転または設定をする契約——予約も含むわけですが——を締結しようとするときには、30日前までに県に届け出が必要となり、本年の7月1日より開始されることになっております。

問題は外資による森林買収は、地下水の開発が主目的とされまして、林野庁の確認では外資が日本国内に所有する森林は、約800ヘクタールに及んでいるとのこと。そのうち香港を含む中国が約280ヘクタールと、圧倒的に多く占めております。約35%を占めているようでご

ざいます。

また、日本法人を通じて土地取得を行った場合や、原野・雑種地等、他の地目や届け出対象面積以下の土地売買などを勘案すれば、実際にはその数倍以上の面積になるとし、買収地域は北海道が中心ですけれども、群馬・神奈川・長野等にも広がっているというようなことが出ておりました。

また、所有者不明化も大きな問題でありまして、北海道では水資源保全条例を成立する過程で、水源地域の土地所有者のうち46%が所在不明になっていることが判明したそうでもあります。全国的に人口減少・高齢化に伴いまして、各地で管理放棄、権利放置が進み、問題化をしております。森林面積の約25%を不在地主が持っているようでもあります。

世界的な水不足が懸念される中、水は命の源でありまして、南魚沼市の財産でもあります。日本一のコシヒカリまた日本酒等々、この水がなければできないわけでございます。そこで以下3点についてお伺いをいたします。

1番目、当市の外資（日本人名義も含んでいる）わけですけれども、による水源地域の売買の実態は把握をしているのか。

2番目、当市では所有者不明の森林等々はあるのか否か。

3番目、国県の動向を踏まえまして、今後市民への周知等々を含めまして、今後の対応をお伺いするものでございます。檀上からは以上でございます。

○議 長 黒滝松男君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 黒滝議員にお答え申し上げます。

1 外資による森林買収に歯止めを

外資による森林買収等の件でありますけれども、1問目の外資による水源地域の売買の実態ということであります。現在、県からの情報、あるいは市内それら総合的に情報を整理いたしましても、今現在、市内での外資買収は確認はされておられません。税務課からの課税情報、これらも大きな面積を一括買収するような事例提供も今のところはないわけであります。

従来の制度での森林法、国土利用法での届出制は売買等の成立後、買い主側からの事前届出制でありましたけれども、今ほど議員おっしゃっていただいたように、この7月1日から施行されます水源地域の保全に関する条例では、売り主の事前届出制となったところであります。現在の届出制の中で当該法人の名称あるいは代表取締役名、これらで外国資本なのかどうか、100%はわかりませんが、ないというふうに思っておりますけれども、100%確信をするという段階ではないということをご理解いただきたいと思います。

所在不明者の森林でありますけれども、不所在地主の把握調査というのは、これまでは市の林業業務の中では行ってはおらないのが現状であります。現在の林業部門の管理資料といたしましては林班図、これは森林整備計画図という森林の台帳がありますけれども、これは森林法による地域森林整備計画に基づいて人工林の林齢、あるいは位置、土壌の状況、森林の機能分類、これらを重視して更新をしたりしているところでもあります。ですが、今まで所有者情報の変更はなされてはいないという現状であります。

国のほうで平成23年に森林法が改正されまして、所在不明の場合の森林施業の確保と所有者不明状態の解消を目的に、森林の土地所有者届け出制度を新設したところでありまして、これはこの所有者の異動を把握したり、あるいは森林簿に反映させて、現状と合致した台帳にするという取り組みが開始されたところでもあります。

市もこれを契機にいたしまして、森林GIS、これは所有情報のデータ化ですね、これを整備しましたし、土地登記簿情報も取り入れて情報の共有化を行って、概略ではありますけれども森林所有者の位置把握ができるようになったところです。しかしながら、今ほど触れましたように、不存地主がどの程度いるのかという分析まではちょっと行っておりません。

実際のところ、治山事業あるいは治水、保安林整備こういう事業地の所有者確認が発生しないと、なかなか土地所有者が確認できないという現状で若干のもどかしさもあるところであります。

ちなみに固定資産税の納付書発送で返送される件数——これは家固定資産税ですので屋も含めます——2万7,726件発送しているわけですが、そのうち返送されるのが134件。0.5%程度という状況ではございます。

今後の対応でありますけれども、今、議員からおっしゃっていただいたように、非常に大切な資源というふうに認識をしておりますので、当面は、県が施行します条例が7月1日からということになりますので、これに合わせて条例の趣旨を理解していただくために、県と合わせた中でホームページ、あるいは市報に情報を掲載して、各省庁にリーフレットを配布して市民への情報提供の準備を今しているところであります。

今後、県のこの保全施策はどのように展開されるか、我々も期待をしているところであります。私もこの条例制定に当たりまして、検討委員の1人に選ばれて、何回か会議に行ってきたわけですが、ある意味相当強制的にきちんと届け出をさせろと、罰則規定も設けてというご意見もありました。森林所有者の代表といえますか、下越地方の方でありましたけれども、やはり相当大規模な山林を所有しておりますと、相続の際に大変な事態が生ずるということで、林業が盛んで、それらの資金等も常に用意できるようであればいいのですけれどもそうでないと、例えば外国資本だと、外資だということがわかっていても、売らざるを得ない状況も発生する可能性がある、今あるということでもあります。ですので、その罰則規定まで設けた条例には、やはりある意味賛成もできないというようなご意見もありました。

我々のところで何百ヘクタールも森林を所有しているという方は、我が市内には確かいらっしゃらないと思いますけれども、ある程度下越やああいう地方に行きますと山林王と言われる方もいらっしゃいますので、その辺がどう対応していけるのか。これはその相続という問題も含めて、林業の活性化も含めてですね、また今後はいろいろ議論していかなければならない状況だろうと思っております。以上であります。

○議 長 14番・黒滝松男君。

○黒滝松男君 1 外資による森林買収に歯止めを

大体わかりました。ちょっと質問させていただきましても、1番目について、100%では

ないが、今のところはないというようなことです。日本人の名前を借りたり、ちょっと悪い言い方をしますと、怪しい方といいますかそういった方の取得も考えられるわけですので、十分にアンテナを張って間違いのないようにしていただきたい。水は本当に大切なものでありますので、十分注意をしてやっていただきたいというようなことで、1番については終わりでございます。

2番目の所有者不明の件でございますけれども、なかなかこれも分析等々が難しいというのは十分にわかります。私も若干の山林があるわけですが、正直な話をして、よく境がわからないというのが実態でございます。代がかわっていくたびに、昔はきちんと引き継ぎをして、代々守ってきたというふうに思われます。今はもう山に入ることが余りないというふうな状況の中で所有者不明といいますか、そういった境も含めてなかなか難しい問題ではあるかと思えます。けれども、山を守っていかなければならないということもありますので、ぜひ、この辺についても注意をして、分析が全てはできかねるというようなことなのでしょうけれども、市民に周知をしていただいて、きちんと自分の森林は自分で守っていかなければならない。森林組合等々があるわけですが、そういった形で森林を守るようなまた周知をしていただければということで、2番目については以上でございます。

3番目のほうに移りますけれども、7月1日からということになりますと、8月1日に契約をしようとするときには7月1日にもう届け出をしなければだめだというようなことになるわけですね。ちょっと話がそれますが、2016年ですから来年、再来年ですが、8月11日の日がご案内のように「山の日」というようなことに制定をされて、祝日になるというようなことが出ておりました。特に山に親しんで、山の親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝をするというふうなことで、国民全体で山を守り育てていくというようなことも、祝日の大きな目的になっているようでございます。登山だとかいろいろなこともあるわけですが、山の恩恵に感謝をしてというようなことが目的にあるわけです。

ぜひ、これらも含めて、県の動向をなかなか一般市民が県の条例等々を、きちんと勉強されている方ももちろんいらっしゃるでしょうけれども、ホームページそれから市報等々できちんと告知をしてあげないと、なかなか一般市民は理解をしていない方が多いのではなかろうかなというふうなことで予想されます。5万円以下の過料も課すというようなこともわかっているわけですので、特にその周知についていま一度考え方をお聞きいたします。

○議 長 市長。

○市 長 1 外資による森林買収に歯止めを

山、すなわち山林が主体でありますけれども、この恵みというのは本当に大きなものでありまして、土壌にもよりますけれども、ちょっと岩盤含みの土壌ということになりますと、降った雨が1メートル地下に浸透するのに1年かかると。一般的でも大体10メートルだそうありますね。ですから、いわゆる山からの、その森林からの我々への恵みの水というのは、ほとんどが、一気に流出した水は別にいたしまして、大体50年、60年、あるいは100年先に降った雨、あるいは雪が、今、伏流水となって我々の手元に届いているということでもありますから、本当

に大切にしていかなければならないことだと思っております。

そういうことも含めて、水あるいは山、林の貴重さ、あるいは大切さ、こういうことも含めて、今はできるというのは市報とか、ホームページ、あるいは緊急性がごくあるということではありませんので、号外的な市報のチラシということはちょっといま考えておりませんけれども、折に触れ、このこと大切さをきちんと市民の皆さんからご理解いただくように努めてまいりたいと思っております。

具体的には今のところは、さっき触れましたようにホームページや市報ということでありませうけれども、さまざまな機会を捉えて、このことをきちんと周知していけるように努力してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議 長 14 番・黒滝松男君。

○黒滝松男君 1 外資による森林買収に歯止めを

ありがとうございました。きっと山の日はずっとまだ来年、再来年になるわけですがけれども、その辺も含めてきちんと周知をして、市民の方々皆さんが、森林、特に水といいますかそれが大切なのだということ、また啓発を含めてやっていっていただきたい。中国をはじめ、特に東南アジアのほうになるわけですがけれども、水道水をひねって飲める国など余りないので、私はヨーロッパとかあちらのほうは余り知りませんが。そういったことで本当に水は大切なわけですので、ぜひ、いろいろな意味で周知も含めて、このことについてはまた徹底して取り組んでいただきたいというふうなことで、1 番目については終わりにいたします。

2 水道水の加温による融雪について

2 番目に移ります。水道水の加温による融雪についてというようなことでお伺いをいたします。平成 25 年、26 年の 2 シーズン、水道水の加温による融雪実験を駅裏のほうで行いました。産業建設委員会の資料によりますと、140 平米の実験場で地盤降雪が 3 から 5 センチメートルの中程度の降雪では、一定の効果が得られた。しかし、費用対効果等々を勘案すると、今の温水器の能力ではなかなか導入が難しいのではないかなというような内容が出ておりました。特に市街地の規制区域、冬期間の除排雪には大変ご苦労されておまして、今のこの実験を見に行ったり、期待をしている方も結構いらっしゃるのか。

そこで以下 2 点についてお伺いいたしますけれども、1 番目として、融雪実験の結果と問題点については、どのように判断をしていらっしゃるのか。

2 番目、融雪実験を受けて、今後導入を含めてどういうふうに対応していくのか、2 点についてお伺いをいたします。

○議 長 市長。

○市 長 2 水道水の加温による融雪について

お答えを申し上げますが、水道水の加温による融雪であります。平成 24 年度の実験につきましては、融雪実験の電気温水器が当初想定能力を發揮できずに、結果として水道水だけでやってみました。その結果は毎分 110 リットルの水量を使用しても、水道水の水温がせいぜい 3 度から 5 度でありますので、消雪面積が 140 平米ということで広く融雪能力が低くて、これは

実用化は困難だと。

平成 25 年度の実験につきましては、この結果を踏まえまして水道水を毎分 25 リットルというふうに減量いたしました。そして消雪面積を 140 平米——最初は確か 300 平米くらいだったのです——にした上で、一部改良を加えた電気温水器によりまして実験を行いました。その結果、水温は 20 度前後で安定した少量の水量であっても融雪能力は十分あるということは判明したところであります。

しかし、今議員からちょっとおっしゃっていただきましたように、温水器の消費電力が 24 キロワットと大きくなったことで、電気料金がちょっと高くなりまして、これだけで同程度の面積を融雪する消雪井戸ポンプの電気料金、井戸のポンプの電気料金ですね、これが約 4 倍近くなるということでありまして、これはちょっとなかなか一般住宅での実用化は、このままでは困難だろうと。

電気料金がこれによりますと、このままでは一冬 25 万 3,000 円強になる。水道水も立方 100 円で試算しても 11 万円ですから、これを 10 円にすれば 1 万円。水道の料金のほうは、これは全部無料というわけにはいきませんが、ある程度減額というのは可能なわけですが、電気料金ですね、これがちょっと今ネックでありまして、井戸の電気料のほうは、シーズンで 5 万 7,000 円程度ですから、大体さっき言いましたように 3 倍から 4 倍、4 倍程度ですかね。この水、毎分 20 から 30 リットル程度で水道水で循環させないで、流し放しにして対応できる件数は、もしやるとして計算上は 100 件程度であります。

ということで、今現在、今後の対応になりますけれども、4 月に株式会社 E S R という会社ですけれども、これと協議を行いまして試作器の能力では、一般住宅での実用化というのはいちちょっと困難だということで、メーカーに継続してこの改良を要請しました。メーカー側もこれを了解いたしまして、消費電力の低減化をどうすればできるのか、これを今このメーカー側で再度実験を行うということでやっております。

水ではこうですけれども、ヒーターだけですと、今現在相当申込みがあるようでありまして、屋根の裏側といいますかにヒーターを設置するわけですね。そうしますと、屋根雪が全部ほとんどそう電気料金をかけずに、水を温めるのではなくてヒーターの温度で直接融雪をしますの、これはこちらで契約を結んでいる会社のほうでは、相当数の契約といいますか、申込みがあるということは伺っております。

この実験は一部にいろいろおっしゃる方もいますけれども、要は今、水道水の生産をフルにやれば過剰生産になるわけですね、4 割弱しか使っていないわけですから。これをある程度使って融雪もできる、そして水道会計のほうにもある程度好影響を与えられないかと、こういうことから始まったわけでありまして、目的外使用とかそういうことは全く当たらないわけですが、今のところはこういう状況であります。

これは企業にしますと、このくらいであれば十分可能だよというお話も若干いただいておりますけれども、もう少し改良結果を見た上で我々が市にお勧めできるか、とてもこれはちょっと余り勧められないぞということになるのかはわかりませんが、今の状況で大体一冬の電気料

金 25 万円前後を、それでもという方であればお勧めはできる状況だということだけのご理解いただきたいと思います。

ですので、市として一緒に実験をやるという部分については、一応終了させていただきましたので、あとはメーカー側の改良結果を待つという状況になっていることをご理解いただきたいと思います。以上であります。

○議 長 14 番・黒滝松男君。

○黒滝松男君 2 水道水の加温による融雪について

大体わかりましたけれども、最初に話をしましたように、一般家庭の方ですが、やはり 140 平米は普通の一般家庭ではそんなにはいない。面積的にはないと思われまますので、興味を持って、どういうふうになっているのかなというようなことを言われております。水道水の有効利用というようなこともあるわけですけれども、一番はやはり冬の排雪・除雪の難儀を軽減するというようなことが、一番メインになるかと思えます。ぜひ、メーカーのほうとまた改良も踏まえて前向きに——もちろん希望をされる方は、お金を払って設置をするわけですから、きちんと導入ができるように、メーカーのほうももう少し、今の機械ではなかなか難しいというようなことですので、改良を加えていただいて、ぜひそういった導入の方向で進めていただきたい。そのことをもう 1 回伺って終わりにしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 水道水の加温による融雪について

はい、そういうつもりでおりますし、この二冬実験をさせていただいた、当該土地の所有者の方は、今のままでいいからこれはもう継続して使用したいということも、申込みを受けております。これを今度は水道料金をどうするのか、そういうことはこれからの協議でありますけれども。今議員がおっしゃったように、やはり屋込みの中の、しかも井戸が掘れないで冬の雪がどうしても処理できないという方が相当数いらっしゃいますので、その一助になればですね。当然地下水のくみ上げ防止につながっていくわけですので、何とか実用化できるように、またメーカー側にも再度要請をいたしまして、例えば契約電力の、何て言ったかな……。昔、高圧、高圧というようなことを言っていたが動力と言ったか。そういうことが可能なのかとか、いろいろなことを我々も模索しながら、でき得れば実用化に向けて何とか進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 14 番・黒滝松男君。

○黒滝松男君 2 水道水の加温による融雪について

ぜひ、そういったことで電気のほうも自由化になるみたいですので、電気代も安くなろうかと思えます。ぜひ、冬の除排雪のために導入を前向きにやっていただくことをお願いして終わります。

○議 長 質問順位 5 番、議席番号 9 番・笛木 晶君。

○笛木 晶君 どうも、昼休みの後も眠たい中で質問で大変ですが、少々の時間をお借りしまして通告のとおり質問をさせていただきます。

定住促進対策について

先輩議員のほうでは定住化促進といいますか、人口減少の問題については、医療とか子育て支援とかそういう観点で質問がありました。私はそういう点ではなく、産業的なことのほうの、今さら企業誘致と言ってもなかなかもう企業誘致もできないし、来る会社もないというような状況から、地元の特産品を生かした中での新規就農者とか、そういう定住化促進のほうを考えてみたらどうかという提案でございます。

具体的な名前をあげて申しわけないのですが、せっかく大和地域のしいたけ栽培が、ある程度勝ち組になっていると思いますので、そういうものをさらに市で支援をしながら、定住化促進対策へと、新規就農者を県外から集め確保して、意欲を持って取り組める体制をつくられるかどうか。そういう考え方は市長はないのかお聞きするものでございます。以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議 長 笛木晶君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 定住促進対策について

笛木議員の質問にお答え申し上げます。我々も定住、すなわちやはりここに職を持たなければならぬということでもありますので、そういうことから踏まえまして、主要産業であります農業、農産業ですね、この就業もその1つだというふうに考えております。

八色しいたけに限らず、今後進むと思われまます農政改革といいますか農業改革の中で集約化が進んで、ある程度そこにきちんとした就業ができる。四季を通じてですね、一年を通じてそこに勤めることができると、こういうことは大きな地元での産業の起こし方につながっていくわけでありまして、これが全く手をこまねいているということではないわけでありまして。何とかそういう方向を見出したいと思っております。

八色しいたけという具体的な部分でございますので、これをちょっとご紹介いたしますと、この協同組合では現在17戸の栽培農家が、約100棟の栽培ハウスで生産を行っているところであります。半数以上が法人化しておりますけれども、家族従業員を含めて約100人の雇用であります。菌床センターとパックセンターの雇用人数が、合計で88人ですので、188人がしいたけ栽培で雇用促進といいますか、雇用につながっているということでもあります。

平成25年度の生産実績が年間1,257トンということですので。平成26年度は約1,400トンの生産を見込んでおります。将来的には180万菌床で1,800トンの生産を目指しているというところが現状でございます。この1,800トンの生産体制にするために栽培ハウスを20棟増やす必要があると。その場合には約20人の雇用が見込まれております。これに合わせまして菌床センターとパックセンターも約20人の雇用が必要となりますので、合計で約40名の雇用につながる見込みだということでもあります。

この栽培施設につきましては、JA資産あるいは組合資産でリースなどによる貸付施設というふうになっているところですが、しかし、新規就農によります栽培農家数の拡大につきましては、栽培施設建設の土地、施設、設備これらの初期投資が非常に多額でありまして、なかなか新規に始めることのハードルが厳しいということでもあります。

現在この栽培農家につきましては、所有農地があって、農地利用で発生ハウスを建設し、他の農地で水稻やスイカの複合経営を行っているということで、しいたけ栽培が主たる収入源だという経営実態がきちんとあるわけでありまして、こういう状況を見ますと、現在の施設・設備のままで、しいたけ栽培で定住促進につなげることが非常に厳しい。

農業生産全般における新規就農者の発掘・育成、あるいは農業への就業の場の確保。これは先ほど触れましたように課題の1つでありますので、定住促進対策の1つと捉えた中で全般的には農業振興でありますし、このしいたけ栽培もそういうことが実質的に可能か否か、あるいは希望者がいらっしゃるのかいないのか、この辺も含めて検討は加えてみたいと思っております。

今、このしいたけ、これは高知県だったか……（「徳島」と叫ぶ者あり）徳島。徳島県のほうからのご指導いただいて、今のこの形になっているわけでありまして、先般そこの市長さんともちょっとお会いをさせていただいてお話を伺っております。徳島のほうでは大体販売圏が、関西以南といいますかで、ほぼ飽和状態。やはり輸出まで考えないと、今後生産拡大、雇用促進につなげていくことが非常に厳しいということをおっしゃっていました。

我々も輸出も含めていろいろ今相談はしているところでありますけれども、やはり生ものでありまして、この輸出という部分には非常に困難な条件が伴うことも予想されます。あれだけ名声もありますし、実質的に品物も非常にすばらしいものでありますので、まずは消費の拡大をどう図っていけるのか。そして先ほど触れましたように、希望してここで事業を興したいという方、あるいはそれに参画をしたいという方、これらの動向も踏まえながら検討を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 9番・笛木 晶君。

○笛木 晶君 定住促進対策について

1点だけ、徳島県の話でしたけれども、関西のほうでは島根県のあたりでも菌床しいたけ栽培ということで人口定住化施策へつなげて、Iターン、Uターン等新規就農者を確保しているという事例もあるようです。そういうことの人口定住のために——今、日本創生会議・人口減少問題検討部会のほうで2010年から40年の30年間の間でも、子どもを産む若年女性、20歳から39歳の若い女性が半分以下になるというような可能性がある。別の角度からある程度今市長が申し上げてくれたように考えないと、どうしても今まで医療対策とか結婚・出産、子どもが1人、2人に100万円くれるとか200万円くれると言っても、なかなか効果が上がらないという現状の中で、その辺の産業を起こしていくにはどうしたらいいのかというのが1つあると思います。そういう中で、今市長の見解をいただきましたが、もう一度決意をいただきたいというふうに考えていますのでよろしく願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 定住促進対策について

このしいたけ栽培ということは、今は具体的にこういうお話ですけれども、そういうことに限らず、地元の名産品の増産体制を整えることで、雇用が確保できると、これは願ってもない

ことであります。あらゆる可能性はやはり追及していかなければならないというふうに思っております。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質問順位 6 番、議席番号 20 番・腰越 晃君。

○腰越 晃君 久しぶりなのでちょっと返事を間違えてしまいました。申し訳ありませんでした。

子ども・若者育成支援について

それでは通告に従いまして一般質問をさせていただきます。今回は子ども・若者育成支援について。この問題については2年ぶりくらいになるかと思えます。それでは質問させていただきます。

子ども・若者育成支援については、ニート、ひきこもり、不登校、発達障がいなど問題を抱える子ども・若者を支援するために、南魚沼市では国の子ども・若者育成支援推進法に準じて平成23年、子ども・若者育成支援センターを設置。またその後、保育園でのUD支援事業、各小中学校における特別支援学級の設置や、あるいはそれらが結実した総合支援学校、こうした先駆的な取り組みを実施し、次世代を託す子どもたち、若者たち、こうした大切な市の宝物への支援を積極的に進めているということ、これは最大限の評価をしていいのではないかと、そのように考えております。

近年、少子化が一段と進む中で、次世代を担う若者や子どもたちの健やかな成長と、たくましく生きる力の醸成、そのための子育てや教育において家庭と保育園、また学校だけではなく、地域社会や行政の支援はますます重要度が増している、そのように考えております。

さて、子ども・若者育成支援センターの設置から3年目に入る。少子化・人口減少の問題が徐々に顕在化している状況で、これまでの取り組みの内容、改善された点、また、課題として把握された内容、今後の施策事業の展開の課題、そして今後実施したい項目は何か、そうしたことについてお伺いをしたいと思います。

まず1番目として現状把握。行政施策事業のプライオリティーの評価ということでございます。子育て支援課においては、ご存じのように乳幼児健診や保育園におけるUD支援事業、教育委員会においては特別支援学級の設置、総合支援学校、子ども・若者育成支援センターにおいては相談業務や不登校児童・生徒への対応など、それぞれが子ども・若者育成支援施策を実施しております。そうしてこうした中で、ほかの行政事業と比較するというのはちょっとおかしいかもしれませんが、この事業についての行政全般でのプライオリティーをどのように考えているか確認をしたいと思います。

2番目、各施策事業のこれまでの効果と課題について。最初に申しあげましたように、各対象事例に対して——対象事例というのは発達障がいであるとか、あるいは不登校、ニート、ひきこもり、DV、ネグレクト、数多くあるわけですが、こうしたものに対して、個別に伺っても仕方ないのですけれども、全般的に行ってきた事業に対してどのような評価をし、どのような課題と問題をつかんできたのか、これについて伺いたいと思います。

もう1つは対象事例ではなくて、各施策を担当する分野、家庭、地域、保育園、学校こうしたところに対してどのような対応を行い、同様に取り組みについて果たして先方の理解が得られたのかどうか。この辺が一番大事だと思います。どのような効果を得てきたのか、そして同じように今後への課題これを伺いたいと思います。

重複しますが、今後の方向性について、現状の課題、問題点と改善方策について、これは総論おおざっぱなもので結構だと思いますが、その重要性に鑑み、どのように進めていくのかお伺いをしたいと思います。その中で、計画として次世代支援、次世代育成支援行動計画、あるいは今、これから策定される生涯学習基本計画こうしたものの中にどのように反映されるかというところであろうかというように考えております。

とりわけ、昨年6月の答弁で教育長がおっしゃられたように、やはり全年齢を対象にするのだと。市民全年齢を対象にするものであるということ。それから、今生涯学習といわれますと、皆さん多分頭に思い浮かぶのは趣味の講座であるとか、あるいはスポーツであるとか、そういったものであるかと思いますが、やはり新たな課題として市民各層、各年齢層に学びたいときに学ぶ、そうした環境を整備するというのも生涯学習の大きな目的でもあろう。また、他の自治体でこうした計画を策定している自治体では、そうした観点から計画をつくっております。

そうした意味からも、この生涯学習計画の中にこうした子どもたちがしっかりと育ち生きる、そしてしっかりとしつけをし、教育をし、しっかりと働き、しっかりと社会のために貢献する。こういう人材を育成するためにはどうした方策があるのか。こうしたことをやはり市民に対してきちんと説明し、教育していく責任があるのではないかと、そのように考えておりますので、とりわけ生涯学習基本計画への対応についてお伺いをしたい、そのように思っております。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議 長 腰越 晃君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 子ども・若者育成支援について

腰越議員の質問にお答え申し上げます。子ども・若者育成支援、それぞれの分野に多岐にわたって関連性がございまして、非常に重要な事業だというふうに認識しております。今後も市として継続していくということは、認識をしているところであります。議員ご質問のそれぞれの分野にわたっての効果あるいは課題、今後の社会教育を含めたそういう全般の中での考え方等については、教育長にまずは答弁させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 子ども・若者育成支援について

それでは腰越議員の一般質問、子ども・若者育成支援についてお答えします。

子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあります。これを受けて県では総合的な子ども・若者育成支援施策の推進を目的に、平成21年度に子ども・若者育成支援推進法を施行しました。推進法により内閣総理大臣を本部長とする子ども・若者育成支援推進本部は、平成22年7月22日に子ども・若者育成支援推進大綱を作成しました。新潟県はこの県の動きを受けて……（「国だろう」と叫ぶ者あ

り)この国の動きを受けて、平成23年9月31日に新潟県子ども子育てプランを策定しました。南魚沼市は新潟県の動きに先立ち、平成23年3月22日に南魚沼市教育基本計画を策定し、南魚沼市の目指す子ども像を掲げ、その実現のため同年4月1日に子ども・若者育成支援センターを設置しました。先ほど腰越議員から評価をいただいたように、南魚沼市は子ども・若者育成支援については先進地であるというふうに思っております。

それではご質問の1点目、現状把握、行政施策事業のプライオリティー、優先順位の評価についてお答えします。平成23年度に設置してから、子ども・若者育成支援センターでは、義務教育期の教育支援、困難を抱える若者支援、家庭教育支援、青少年健全育成事業などを実施してまいりました。いずれも関係性の深い重要な事業であり、今後も市として継続していくべきと認識しております。

また、当市の不登校児童・生徒数は、残念ながら小学校、中学校ともに県平均、国平均を上回り、近隣市の中でも高い割合を示しております。また、若者については独自の具体的な数値は把握しておりませんが、内閣府の調査では15歳から39歳の若者に対するひきこもり割合は1.79%、これを当市の若者に当てはめると270人になり、とても深刻な問題であると認識しております。よって、子ども・若者育成支援施策、事業は、行政施策事業のプライオリティー、優先度は高いものと捉えております。

それでは次に、行っている施策事業のこれまでの効果と課題についてお答えします。いろいろ行っている中で、4本の柱について事業内容をご説明します。

1点目です。UD支援事業では専門職によるチームの訪問、コンサルテーションにより保育園全体の環境の向上を目指す意識を促進しております。

2点目です。子ども担当の教育支援では、不登校児童・生徒を対象とした来所相談にさまざまな体験活動を取り入れ、個別・グループ・集団へとステップを図りながら学校復帰を目指した支援に取り組みました。また、早期発見・早期対応で問題発生を防ぐべく、学校と連携し、学校訪問相談、心の教育相談員の活動、家庭訪問相談などの取り組みを行いました。

4点目です。若者担当の支援事業では、若者本人とつながる前段として若者を支える家族支援が重要です。孤立しがちな家族が共感し、自分の気持ちを話すことのできる場として家族の集いを定期的に開催しました。

4点目です。家族担当は家族教育支援チーム、だんぼの部屋を小学校5校、六日町・北辰・塩沢・浦佐・総合支援に設置し、孤立しがちな家庭とつながりを継続しております。それでは、それぞれの効果について説明します。

1点目です。UD事業は困り感のある園児の対応について、園・保育士のスキルアップにつながりました。今年度から事業の主幹を総合支援学校に移し、小学校へのUDモデル園事業巡回を開始しました。

2点目です。子ども担当の教育支援では、平成25年度に支援した児童・生徒数は71名であります。中学3年生15名中12名が高校等へ無事に進学を果たしました。

3点目です。若者支援では、徐々に居場所利用者が増え、小グループが形成されてきました。

定期的に家族以外の人と交流し、さまざまな体験やかかわりの中から自己肯定感を徐々に高め、少しずつ活動範囲が広がってきています。また、ハローワークの支援を得ながら就職に結びついた若者もいます。

それではその事業の今後の課題です。1点目です。UD支援事業は、保育園巡回での支援スキルをいかに学校に伝え、学校に合った支援を提案できるかが課題となっております。

2点目です。子ども担当の教育支援では、さらにより多くの児童・生徒を学校復帰させることが大きな課題です。

3点目、若者支援では、若者の居場所活動から就労活動までさらに細分化した就労への意識づけ、現場見学、体験等支援方法の開発が課題となっております。若者の就労に向けたステップアップの仕組みづくりを進めるには、地域・企業の皆様のご理解とご協力が必要不可欠となっております。また、長期的支援が必要なケースも多くあり、相談員の交代や対象年齢を超えた場合など、継続した支援の積み上げが難しい状況があります。さらにセンターで把握しないケース、していないケース、本人も家族もどこにも相談できずにいる場合、相談せずにいる場合、ケースも相当数隠れているものと思われ、実態の把握やつながらないケースへの検討、情報収集も大きな課題となっております。以上の中に家庭、地域、保育園、学校等についても包含した中で説明させていただきました。

それでは次に2点目、今後の方向性について。①現状の課題と問題点と改善方法についてお答えします。センターに相談に来られる方々の多くが、個々に複雑な事情を抱えており、関係機関との連携、相談や支援体制の強化、若者の支援の段階に応じたプログラムの開発などが急務と認識しております。国では子ども・若者育成支援推進のために推進本部を設置し、本部長・内閣総理大臣、副本部長・内閣官房長官、その他総務大臣、法務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣等で組織しております。南魚沼市は他自治体に比べて取り組みは進んでおります。しかし、子ども・若者をめぐる環境悪化は深刻であり、教育委員会部局だけの取り組みでは限界があります。今後は市長部局、教育委員会部局、今まで以上に連携強化し、市あげでの取り組みが必要であると考えております。

最後に生涯学習における取り扱いについてお答えします。生涯学習に対する市民の思い、要望を整理し、既に策定済みの教育基本計画を包含し、各ライフステージに合わせた生涯学習推進計画を作成してまいりたいと思っております。少子高齢化や人口減少問題、子ども・若者の育成支援などの具体的問題にも対応した、持続可能で未来に向けた問題解決の糸口となるような生涯学習の推進に取り組んでまいりたいと思っております。まさに子ども・若者育成支援推進のためには、生涯学習推進計画の策定は不可欠であると考えております。

以上で答弁は終わります。

○議 長 20番・腰越 晃君。

○腰越 晃君 子ども・若者育成支援について

丁寧な答弁、また、主要4事業についてどうであったかというところが非常にわかりやすい説明でした。ありがとうございました。今後については、やはり教育委員会部局、今ほどの話

がありましたけれども、生涯学習基本計画そうですが、これまで行ってきた事業を核にして、やはりきっちりやっていただきたい。少子化は進んでいるわけですから、やはり生まれた子どもはしっかり育ててもらわないといけないわけで、それがまた大きくなってしっかりまた自立して自分の人生を切り開き、結婚をし、働き、子どもをつくってくれないと続いていかないわけですから、やはり大事だと思っています。頑張ってください。

あとそれで、ちょっと一番気になるなという問題があるのです。この問題を最近ちょっと調べまして——自殺なのですよね。やはり現在の20代、30代の死因のナンバーワンは、もう自殺になっているということ。20代は半分くらいだったか、そういうデータも自殺白書でしたかそこに載っておりました。期せずして福祉保健部のほうにちょっと状況をお聞きしたときにも、やはり当市の若い皆さんの自殺が県平均よりも、これは10万人当たりだったか、高いという数字が出ているということです。

確かに発達障がいというのは1つの例かもしれませんが、そうしたもの。とにかくちょっと弱いのですよね、子どもたちは。それがやはり成長していく過程にあって、いろいろ今の時代は非常に厳しいですから、就労するにしてもなかなか大変ですし、非常に生きていくに厳しい部分がある。これはもう話し出すときりがないし、大人社会が変わらなければだめだということになるのでそこまでは入りませんが、とりあえず自殺者がこの市は多いということが非常にショックでした。

そうした意味からも考えていくと、教育長が言われたように、教育委員会部局だけではなく、市長部局もしっかり手を携えてやっていかなければならないのだろうというふうに思うわけです。その辺について、今この自殺率が高いということを、ただ結果としてそれが出ているだけ、押さえているだけなのか。「なぜなのか」ということを考えておられれば、非常にこの問題とは密接になると思いますので、お伺いしたいと思います。

○議 長 腰越 晃君の再質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 子ども・若者育成支援について

自殺者数も、率も我が市は県内で高い、その中でまた若者も高いとこの実態は一応把握はしております。宮永先生にも相談をしながら、なぜ若者の自殺、あるいは自殺が多いのだろう、こういうことですがけれども、原因がつかめればこれはもうすぐ防止できるということでありませぬ。なかなか、こういうことがあるからこうだという限定的な部分というのは、まだつかめてはおりませぬ。しかし、私はことは、今度は保健師のほうから、成人式のときに自殺予防についてちょっと式辞の中で若者に呼びかけていただきたいというようなこともありまして、まずはとにかく1人で悩むな。相談しなさいというようなことを申し上げてきたわけでありませぬ。

根本的にはやはりこの間の大畑先生の講演の中にもありましたように、いわゆるネガティブな心が強いという、これが前向きであれば、ポジティブであれば、まあ、あしたはあしたの風が吹くと、このくらいで考えていただければ、相当そういう部分は防止抑止できるのだろうと思っております。ですが、これはまあ個々人の性格の中で醸成されるものですから、なかなかその原因ということについて非常に把握しづらい。しかし、手をこまねいているわけにはまい

りませんので、専門的な分野からの分析、そして我々はとにかく「必ず朝は来る」という呼びかけをきちんとやっていかなければならないと思っております。

子ども・若者育成支援センター発足時に申しあげましたけれども、これは教育委員会部局だけでやっていくということには、当然限界があるわけでありまして。当時、遠山教育長時代でしたけれども、子育て支援課を教育委員会の部局にしてはどうかという話もあったところではありますが、なかなかそういう形にはちょっとしづらい部分もありました。もちろん教育委員会部局で主導的な部分はやっておりますけれども、行政あげての対応でありますから、そのことは忘れずにきちんとやっていかなければならないと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議 長 20番・腰越 晃君。

○腰越 晃君 子ども・若者育成支援について

これが最後の質問になりますけれども、やはり子ども・若者育成支援センターが設立後、あるいは保育園における発達障がい児が非常に多くなってきているというそういうものが、1つの今の子どもたちの特性だと思っています。

自殺についても原因が非常に難しいということ。それぞれ個々に違うわけですが、1つあげるとすれば、非常に精神的に弱い、あとは孤立しているというそういう傾向に陥りやすいということが言えるのではないかというように考えております。大畑先生の話もすばらしいのですが、教育委員会についても福祉保健部についても、ではこういう子どもたちがいる、これを助けてあげるにはどうしたらいいのだろうかという、そういう考え方、事業というのは非常にすばらしくて、この市の対応というのは本当に早いし、的を射ているというふうに、私はそんなに深く研究しているわけではないのですが、そう感じております。

ただ、ではそういう子どもたちはどういう原因で発生してくるのだろうか、できてくるのだろうか。そこまでいく、そこまで探りこんでいくということができれば、本当に南魚沼市の子ども・若者育成支援は、しっかりしたものになるのだろうと。教育長とも、福祉保健部長とも話していてそんなことを思ったわけなのですけれども、やはり生まれたときからあるのか、それとも生まれる前からそういう先天的なものがあつたのか。あるいは生まれた後、家庭生活においてそういう傾向ができてきたのか、そういったところをやはり探っていかないと、なかなかもとを断つことはできないだろうなというふうに考えています。

教育委員会で伺ったお話では、後天的なものについては発達障がいの半分くらいを占めているだろう。それについてはたたける、減らすことは確実にできるだろうというふうな先生のお話も伺いました。そうした意味から、やはりしっかりとした対策はできているわけですから、方法論も本当に相談員からベテランの方がそろっていて、対応をしてもらっています。やはり今度は原因をたたく、そしてそういう子どもたちが生まれてくること、出てくること、これを本当に押さえっていくという。そして大畑先生が言われているような、本当に根から素直で、元気よく、前向きに、ポジティブに生きていく、そういう子どもたちばかりになるということを目指しております。以上、3回目の質問になるかどうか。私の考えですけれども、述べさせて

もらいました。もしご所感があればよろしくお願ひいたします。

○議 長 腰越晃君の再々質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 子ども・若者育成支援について

近年、発達障がい児というのが、爆発的とは申しませんが本当に増えておまして、それに対応する保育園の対応が、非常に臨時の皆さんも含めて膨大になっております。なぜこんなに——我々にとっては急に、の感じなのです。やはり心理学的に見ますと、そういう恐れがあると、ですから今のうちに芽を摘んでおきなさい、そのためには、ということなのです。

私は専門家ではありませんのでよくわかりませんが、我々の子どもころ、そういう子どもは別に発達障がい児などと言わないで、少くは騒ごうが、勉強ができなかりが、まずは中学を卒業して、就職をしたり、まあ進学をしたり。それで問題があったという子どもというのはほとんどないのです。明らかに精神的な部分で、これは障がいがあると、そういう病名までついた方はそれは別です。だけれども、ないのです。このごろはものすごく増えている。

これは先天的であるか否かは私はわかりませんが、やはり環境の問題だろうというふうには憶測、推測をしております。ただ、私は専門家ではありません。宮永先生や、あるいは今回ようやく獲得ができました臨床心理士、こういう皆さん方の専門的な分析やご意見も伺いながら、さっき議員が触れていただいたように、後天的なものであればこれは防ぐ手立てが、やればできるわけですから、そういうことがどうなのか。その辺も含めて十分研究と議論を重ねながらこういう子どもたちがきちんとした人生を送れるような、そういう施策をまた必要であれば立てなければなりませんし、これを模索してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 子ども・若者育成支援について

今ほどの市長の発達障がいについて、教育委員会でことしから新たに取り組んだ事業が今の市長の説明にマッチしていますもので、追加させていただきます。実は去年、大和病院事務長経由で保護者が発達障がい困って、いっぱい大和病院にたどり着いていると。それで女医さんなのですけれども、先生のほうから教育委員会で何とか保護者に対しての講座ということで病院と連携できないかということで、この6月の補正をいただきまして、大和病院が発達障がい心配している保護者10名程度を集めて講座を始めました。ということで、子ども・若者育成支援センターができたことで、いいふうにくども園、保育園につながったり、病院につながったりというふうは今動きがあることを報告させていただきます。以上です。

〔「期待します。終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって本日はこれで延会することに決定しました。

○議 長 本日はこれで延会いたします。

次の本会議は明日 6 月 17 日午前 9 時 30 分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

[午後 2 時 28 分]